

第十回国会 文部委員会 議録 第十一号

昭和二十六年三月十五日(木曜日) 午前十一時六分開議

出席委員

- 委員長 長野 長廣君
- 理事 岡延石二門君 理事佐藤 重遠君
- 理事若林 義孝君 理事小林 信一君
- 柏原 義則君 甲木 保君
- 東井三代次君 飛鳥 繁君
- 圓谷 光衛君 平島 良一君
- 笹森 順造君 受田 新吉君
- 渡部 義通君 浦口 鉄男君

出席政府委員

- 文部事務次官 水谷 昇君
- 文部事務官大 相良 惟一君
- 長事務代理 篠原 義雄君
- 文部事務官 辻田 力君
- (初等中等教 育)局(長) 稻田 清助君
- 文部事務官 稻田 清助君
- (大学学術局) 局長

委員外の出席者

- 文部事務官 宮川 孝夫君
- 理局教育施設部 教育用品課(長)
- 専門員 横田重左衛門君
- 専門員 石井 易君

三月十五日

委員坂本泰良君辞任につき、その補欠として受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

三月十五日

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号(予))

第一類第七号

文部委員会議録第十一号 昭和二十六年三月十五日

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号(予))の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

昭和二十六年年度に入学する児童に対する教科用圖書の給与に関する法律案(内閣提出第九八号)

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号(予))

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号(予))

若林委員長代理 これより会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

○若林委員長代理 これより会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

ておられる方たちが多いのですが、昨年旧制高等学校が廃止になった際の法律は、どんなふうにつくられたか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○稻田政府委員 昨年高等学校が廃止せられた場合におきましては、今同様の附則はつけなかつたのであります。

○若林委員長代理 これより会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

○若林委員長代理 これより会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

という規定があるわけでありまして、国家機関が廃止になる場合にも、廃止にいろいろなり方があります。

○若林委員長代理 これより会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

というふうに、基本的に決定できないものかどうか、お伺いしたいと思います。

○稻田政府委員 前回の場合には、御承知のように、同種の他の学校が併存いたしておりますので、究極の場合におきまして、そちらに転換するといふ見込みが非常に強かつたので、つけなかつたわけでございます。

○若林委員長代理 これより会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。

の申立があつたとしても、なくなつた学校にもどすわけには行かない。結局事前審査も事後審査も、やりましたところで、実益がない。実益がないのに、そうした手続に移り得るよう考へさせるとは、これは法の不備であるかと思ふのであります。そうしたいろ／＼な疑念を去る意味におきまして、この附則二項をつけまして、それによつて当然免官になるのだといふことにはいたしません。そうした手続もなく、学校の廃止に伴つて職を失うという処置ができる、こういう趣旨でございます。

○小林(信)委員 大体私たちが、そういうふうな特例法は考へなければならぬと思ふ。しかし特例法そのものからすれば、やはり特例法だけで、こういうふうな場合も措置できるよやうに、特例法に対して検討を要するのじやないかと思ふ。それから公務員法との関係におきましても、公務員法にあらゆる場合を網羅して、こういう措置の問題が出ておるので、そういう規定されておる法律を整備することによつて、こういうところにあるいは附則をつけたりつけなかつたりするといふふうな、法の建前からして一般の納得の行かない点が出て来るのじやないかと思ふ。その点について伺いたいと思ふ。

○稲田政府委員 その点でございます。先ほども申し上げました。昨年の行政機関職員定員法の改正によつて減員になりました場合には、国家公務員法の事後審査を、この場合は適用しないといふ条文をはつきり表わしております。それと同じような趣旨でございます。こうした場合に、

事後審査なり事前審査をいたしまして、先ほど申し上げましたように、争ひまする事実があまりにはつきりして、官庁の廃止という一事にすぎないような場合には、そうした争ひをし、起させる必要がないという意味で規定いたすのが、常例だと考へております。

○小林(信)委員 そこで問題は、ここで職を失うよやうな人たちの實際の問題を考へて来るわけなんです。大学の定員は、各種類によらずに、大学全体で定員を定めておると思ふ。その点はいかですか。

○稲田政府委員 大学全体におきましては、明年度において総計六万二千六百八十一人の増と相なつております。しかしながら、その内容、つまり質の問題がござります。全体の定員については、むしろ増でありまして、専門学程度度の職員が、そのまま大学程度の職員になり得ないことは、明らかであります。自然新制大学に移行できない先生方が生じて参るわけであり。救済の処置をいたしましては、大学に移行すべき人の審査については、大学設置審議会において慎重に審査し、大学管理機関において、大学の良識において審査をいたしておるわけでございます。

○若林委員長代理退席 委員長着席 さらにもう、その選に漏れまする方方につきましても、大学当局において、公立学校その他の学校の転換を、いろ／＼あつせんになつております。また文部省に御依頼がおります。つきましては、文部省としても、いろ

いろ御紹介申し上げるのに骨を折つております。さらにもう、どうしてもこの際退官せられる方々に対する退職金の扱いにつきましても、特に優遇の方法を講じたいと考へております。今関係庁と折衝いたしておる次第であり立する見込みは持つておる次第であります。

○小林(信)委員 私は、その定員の問題から、こういうことをお伺いしたかつたのです。各省等におきましては、官制の改革があつたよやうな場合、部局が改廃せられるよやうな場合があつた場合、これは省全体の問題でありますから、その内部においていろ／＼配慮して、特にこの二項のよやうなものを加えるといふことは、おそれないと思ふ。大学であるから、こういうふうなことが特に行われるといふのは、ただいまお話があつたよやうに、免許法といふふうなものがあつて、必ずしも他に適用することができないといふよやうな、特別な事情があるために、設けるのかもしれないが、そういう点、他の省なんかの機構の改廃とこれとを考へますと、何か矛盾するよやうなものを感じます。事情はよくわかりませんが、法的に何か矛盾があるよやうな気がしますが……。

○稲田政府委員 省の改廃の場合等におきましては、すべてこうした規定を置くことが、常例であるよやうに私は考へます。商工省が通産省にかわり、あるいは逓信省がわかれて電気通信省と、もう一つは郵政省にかわりました場合、逓信省の何局は郵政省に入り、何局は電気通信省に入るよやうに明示いたすのが、常例であります。すべてこうした官庁の改廃の場合には、

その設置法において、明らかにすべき性質のものだと考へております。○小林(信)委員 もちろん、省が二つにわかれるとか、ある一つの省がなくなるという場合には、当然のことだと思ふ。その省の中の部局の改廃というよやうな場合と、これが同じよやうに考へられるから、私は質問したので。そういう場合にも、やはり二項と同じよやうな法的措置があるかどうか、こういうわけですか。

○稲田政府委員 各省設置法におきましては、省全体の定員を掲げておつて、部局の定員は別に法律に現われないうのが常例でございます。国立学校につきましても、学校全体の総計が法律に出ておるわけであり。法律の面をいたしましては、内部部局の改廃による定員の異動といふものは現われて参りません。従つて問題は、先ほどお話のよやうに、事の性質によつて考へるべきだと思つております。もしこれが同種の学校が廃止になり、同時に設立するのであれば、移行する旨を規定すべきである。異種の学校が廃止になり、設立する場合におきましては、移行させる旨を明記すべき性質のものだと考へております。

○小林(信)委員 先ほどお話があつたのですが、大体これによつて身分を失うものが当然出て来るのであるけれども、その点はいろ／＼な配慮をしておるよやうなふうにお伺いしたのですが、これによつて身分を失わなければならぬ該当者は何人であつて、そしてそのうち救済得られる人は何人であるといふことを、具体的に御話願ひたいと思ふ。

○稲田政府委員 その前に申し上げますが、附則二項で身分を失うのではなくて、むしろ三条の学校廃止を以て原因で、そういうことが起つて来るといふことでございます。大体本年度専門学校として残つておりましたものは、おおよそ定員として四千六百名ばかりでありまして、実人員としては三千五百名くらいだつたと思ふ。それがすでにこうした学校の廃止を見込みまして、年度初めから、各大学でいろいろ処置を講ぜられておりますし、しかもまだ学年進行中でありましたために、最後の決定を文部省としてはつかんでいないのでありますけれども、いろ／＼大学に配置がえをするとか、他に転換せられる方を除きまして、附則二項のよやうな形式をとります方として、私どもの見込みをいたしましては、三十名出ないではないかと思つております。これらの方々についても、今大学当局においていろ／＼御配慮中でありまして、今月の終りまでには、また相当数が片づくのではないかと考へております。

○小林(信)委員 そうすると、私たちが非常に心配しておる点は、杞憂にすぎないよやうな状態になつたわけですが、それでもなお残るよやうな人に対して、何か文部省としても、特に御考慮なさるよやうなことがあります。○稲田政府委員 どうしてもこの際退官せられなければならない方につきましては、退職金につきましても、特別の処遇を講じたいと思つております。従来の行政整理の例にならぬように、特別に厚い退職手当を出したいと考へております。実現の十分な見込みを持ちながら、目下関係省と折衝中でございます。

○小林(信)委員 当然そういう処置がなされるべきだと思っておりますが、さらに私たちの考えとして、特別の退職金をもたらしたとしても、生活的には非常に不安なものです。やはり新たに職を求めなければならぬと思っておりますが、そういう点からしまして、一年くらい休職の期間を与えて、就職する期間を考慮する、その上退職手当を十分にやる。これは数からお聞きしてもわずかなんですから、そういう処置をされたら、一般の方たちが心配しておるようなことが、なくなるのじやないかと思っておりますが、その点どうですか。

○稲田政府委員 ほかの官庁で、よく廃止が突然起る場合がございます。今回の場合におきましては、すでに昭和二十四年の学制改革におきまして、こうしたことが三年目に起るといふことは、はつきり予測されておりましたので、前もつていろいろ教員の資格審査等も行われておりますし、前もつてまた大学当局におきまして、十分御本人の意向を聞きつづいて、転換の御処置をとつて参りました。ただいまのお話のように、これから先猶予期間というものを置くまでもなく、従来におきまして、十分努力せられる余地があつたと、私どもは考えております。また、もちろん大学当局におきまして、今後こうした方々の身の振り方については、御努力にもなりましようし、またもし文部省がいろいろおつせん申し上げることが必要ならば、幾らでもおつせん申し上げようといふことは、大学当局にも申し上げておるような次第でございます。

○小林(信)委員 私心配するのは、

他の官庁に勤められる方とか、あるいは教員以外の公務員というものは、教員とは職務的の性格が違ふという点を考へておるわけなんです。と申しますのは、免許法というようなものがありまして、非常に範囲が狭められておる。そういう点からして、たとい三年前にそういう情勢がわかつておつたとしても、いまさらどうすることもできないような状態に追い込まれるのじやないかと思つておる。そういう点も、やはり休職という制度もあるのですから、考慮をしたら、今後官制の改廃というようなことで、心配を先生方に与えないと思つておるのですが、いかがですか。

○稲田政府委員 六万人に余る教育職員の転換問題を、三年間にわたつていろいろ大学当局も考慮せられて、先ほど申し上げましたように、いよいよここに残りますものは三十何人というような状況でございますので、考えられる方法というものは盡されたものと考へております。あるいはここに一年なり半年猶余を置かしても、今までの三年間かかつて努力いたしました処置に比べて、どれほどいい方法が見つかるかは、疑問であります。その辺については、従来の大学当局のいろいろ態度というふうなものに、私どももいたしましては信頼いたしまして、なおこの際やむを得ず退職せられる方については、せめて処遇をよくする、あるいはまた何らかい御相談に應ずるといふ方法しかとれないのじやないかと思つておる。

○小林(信)委員 それから別の問題をお聞きいたしますが、短期の夜間部が設置されたところがあるのですが、こ

ういふ制度は、私たちが考へて働く青年諸君、こつちの人たちのために非常に有意義なことだと思つておる。文部省としては、こつちの制度は今後もつと拡張して行く御意思であるかどうかなおそれに対して文部省の特に考へておられるような点をこの際承つておきたい。

○稲田政府委員 お言葉のごとく、教育の機会均等ということも大学の制度において考へまする場合に、どうしてこつちの夜間課程というものが必要であるかと存じます。また晝間の設備なりその他を、夜間の課程に利用いたしますことは、国家経済から見まして、非常に有意義だと考へまするの、文部省といたしまして、今後財政その他事情の許す限り、こつちの夜間の短期大学の課程というものを、各大学にだん／＼と広げ及ぼして参りたいと存じますのであります。

○小林(信)委員 文部省の財政といったことは、そういう御意見を保持しておられるも、全国的にみれば、散の方法、そういう御意向があると思つておるのですが、しかし財政的には、その意図が実現できないから、地方の協力とか、あるいは地方の積極的なもの

に、文部省が追従して行くといふようなことが、われ／＼にはうかがわれぬのですが、そういうことをしておつたのでは、やはり教育の機会均等とか、そういう今の御意思のように、青年諸君の便宜をはかるというふうなことは事実行われないのです。その点今の方針として、地方に盡力するような資力があれば、これに文部省が応じて行くような態度とか、あるいは全国的に均等に分散して行くような計画をもつて着々進行されておるのか、そういう点もお伺いしたいのです。できるならば、来年度あたりは、またこつちのふりに拡大して行く予定であるといふふうなところがありましたらお伺いしておきたい。

○稲田政府委員 新制大学の制度といつたしまして、特に米国の第二次教育使用節の報告にもありますように、できる限り地方の要望に即した大学たらしめたい、これが一つの趣旨でございます。と同時に、わが国全体を見渡しまして、全体の国土計画、あるいは産業計画というふうな見地から見まして、これらの調節する意味におきまして、今日国会に御審議を願つておきます国立大学管理法におきましては、中央に特別の審議会を置きまして、その審議会におきまして、全体の大学のそのした計画をいたすわけでございまして、文部省といたしましては、もしこの法律が成立いたしますれば、そのした審議会の御協議を経まして、ただいまお話のような方針を決定して参りたいと思つておる。

○小林(信)委員 その問題は一部に偏することなく、地方の財政のいかに

よることなく、この点は、私たちがしては非常に期待の大きいものでありますから、文部省としては、ぜひともこれを普遍的に実現していただきたいといふことを希望いたします。

○稲田政府委員 もとより大学当局の意向というものは、非常に重要な要素として考へなければならぬと思つておる。同時に、地方の要望でございます。ごらんのように、地方の要望といたしまして、総合大学のあるべき形というふうな点からも考へまして、こつちの専門的考慮も加へまして、文部省として予算を要求し、認められた予算に照応いたしまして、ここに法律改正案を提出したわけでございまして、

○小林(信)委員 これはほんとうに地方に限らず、大学という制度を充実して行くために考へられるなら、地方に

化しようというようなことから、非常に学部の改廃というようなことでもつて、不安を持つておるのです。それはあなたがち地方の実情でなくして、文部大臣あるいは文部省が、何か意図するものにおびえているような傾向があるのです。そういうふうな場合に、やはり審議会あたりが、この改廃については、とにかくまだ発足して間もない制度なので、十分検討する問題として、決してそういうふうなことは心配ないというふうな、確固たるこれに対する考えを持つて行つていただかないと、地方にはこれに対して非常に心配しているところがある、そして、さらに学生等に不安を与えるようなところがあるのですが、そういう点は十分考慮していただきたいと思ひます。

それからもう一つ、各府県とも大学が設置されたのですが、いろいろ分散しておりまして、分校というふうな形であるので、非常に教授上不便を感じておるようです。もちろんこれには財政的にむずかしい問題が付随するわけですから、一概に私も、文部省早くやれというものは、いけないかもしれませんが、これに対して、今のところ教育上重大な問題だと思つておられますが、文部省の現在のお考えをお聞きいたします。

設計しまして、特に土地、建物、施設という観点に立脚いたしましたして、将来そうした施設を統合いたしましたして、あるべき形を研究しようという事で、目下いろいろ同委員会において御審議中でありまして、いづれ答申を得ましたならば、文部省といたしましては、将来その線に沿うて予算を充てし、また地方の御協力も得まして、大学のあるべき形を、でき得る限りすみやかに将来つくつて参りたい、こういう考えを持つております。

○小林(信)委員 そうすると、今のところは、現在分散しておるものを統一するの何箇年かかるとか、第一年にいいてはこの程度にするとかいろいろ、まだ具体的な計画はないのですか。

○稲田政府委員 大学設置審議会の答申が、近い機会に提出せられるであろうと考へております。それを見まして、それによつていろいろ必要計算なりその他の点を考慮いたしましたして、年次計画をでき得る限りすみやかに樹立したいと思つております。

○小林(信)委員 その点が、地方におきましては、自分たちにいち早く分散するものを統合して行きたい。ところが文部省に聞きますと、あなたたちに相当これに対する援助する力がなければ、やつてやることはできないというふうな、各地方では聞いて帰つて、またことに文部省の計画というふうなもの、信頼できないというふうな言つておるのですが、文部省ではそんなことはありませんか。

○稲田政府委員 国が設立者でございますから、もとよりこの究極の責任は国にございまして、国がその責任において計画を立てるわけであります。しかしその実現をすみやかならしめ、容易ならしめる意味におきましては、やはり地方の御協力を得たい、こういう意味合いでございます。単に地方が協力すればできる、あるいはしななければ考へていないのであります。

○岡(延)委員 この設置法の中には、千葉大学の工芸学部を工学部にすると、千葉大学がございまして、千葉の工芸学部という問題は、日本にただ一つあるのであつて、工学部というものは、ほとんどの考へてすれば、理論工学をもてあそぶ工学部が多過ぎると思ふ。どういふわけで工芸学部としての特色を失わしめるのか、その点を局長に聞きたい。

○稲田政府委員 お話のように、千葉大学の工芸学部を工学部に名称変更いたしております。これはもと東京の工芸専門学校在千葉に移りましてから、従来の工芸学科以外に、建築とか機械とか、その他の学科を増設して参つたのであります。それをもとにいたしまして、一応新制大学の学部として出発いたしましたして、さらにこれを大学教育というふうな観点から考へまして、学科を整頓いたしましたして、今日このところ工業意匠科と建築学科と機械工学科、電気工学科、工業化学科というふうな学科を包容する学部になつた次第でございます。そういうふうな学科構成を考へますれば、やはりこれは工学部と申すのが適当だと考へまして、名称変更の提案をいたしましたわけでござい

ます。もとより、この工業意匠科と申しますものは、従来わが国に非常に欠けておりました製品の製造から配給いたします過程におきまして、工業意匠

を加味するといふような点につきましても、いろいろ将来の輸出工業その他を考慮いたしまして、工業意匠科というものも大学の程度に新たに設け、将来これを充実いたして参りたいと考へた次第でございます。この点につきましても、千葉大学の工業意匠科も、将来充実いたしたいと思つておりますし、また短期大学程度のいわゆる工芸の問題につきましても、将来極力この大学なりあるいは他の大学に、文部省といたしましては、充実を努めて参りたいと思つております。名称を変更いたしましたのは、現実の千葉大学の構成が、こういう学科組織になりましたので、それに照応するよう、ご提案いたしましたにはかならないのであります。

○岡(延)委員 この千葉大学の工芸学部というものは、その淵源はきわめて古く、これは芝浦の高等工芸から変形したものでございます。日本にたつた一つの異色の学部であつて、今度工学部としてその下に学科が随つてしまふといふことになりまして、これは工芸学部という名称があつたから、全国からきわめて熱心なるその道の志願者が殺到したのでありますけれども、かかる工学部の名前もとに隠されてしまふことによつて、そういうふうな志望者も、その問題に特に興味を持つて集まるころの人々も、少くなるのではないかと、憂慮されるのであります。その点はどうか、

○稲田政府委員 新しい産業なり、また輸出向け製品の産業というふうな意味におきまして、大学程度の工業意匠科といふものをここに設けたわけでございまして、この点につきましても、まだ一般の認識が、設けたばかりで薄いかと考へておりますが、十分これは学校当局の御配慮によりまして、将来こうした点について、優秀な学生をもつと招致いたしたいと考へております。従来芝浦の専門学校程度に志願せられておつた方々としては、その最も純粹な工芸的な希望者は、芸術大学の方に道もございまして、また短期大学程度の課程を履修せられる方方としては、現在のところないのでございまして、将来文部省といたしましても、十分そうした程度の工芸方面の教育も、施設して参りたいと考へております。

○岡(延)委員 この工芸学部を工学部に名称変更する理由の一つとして、これは個人的に話したことでありますから暴露するわけでもありませんけれども、教授陣營の素養の点が低い、どうのこうのといふことが、あげられておつたやうであります。この点はどうかと思つております。この点はどうかと思つた局長あたりが考へられますとき、要するに試験勉強によつてある程度の学科のレベルに達しない人は、その教授でない、東大を出ないような人は、教授の資格がない。東大といふのは極論ですが、要するに昔のりつばな官立大学を出ないような人は、教授の資格がない。こういうふうなアカデミックな考へ方が、局長の頭を支配しておるのではないか、というふうな私には思つておる。そういうふうなものは、たとえ

ば三味線の道の権威者であるならば、あなた方がいふところのそういうた

頭試験がどうであろうと、その特色を生かして教授にするというのが妥当である。この工芸学部におきましても、その道の権威者で、その道の技術優秀なる者を教授に任用する道を開きさえすれば、さしつかえないと思うのであります。この点どういってお考えでありますか。

○稲田政府委員 この工芸学部の名称変更に伴いまして、人事の問題が多少あるわけでございますが、それは新しく立てました工業意匠科というものの性質が、従来工芸専門学校で持つておりました印刷工業、あるいは写真工業、化学工業というような、いわゆるセミ・プロフェッショナルな教育と違っています。ほかの建築学科、機械工学、電気工学その他と関連いたした意味において、その程度の教育でありますので、従来非常に技術的に教えることによつて、専門学校の先生でありました方々が、そのまま学部の教授たり得なくなつた、こういうことになつたのであります。それは何と申しますか、学科編成の方針によつて、教授ではみ出る方が出て来た次第であります。お話しのように純粹な工業である、あるいは技術であるというような意味合いにおいての学校を考慮いたしますれば、そうした点については、お話しのような性質の方々が、十分お働きになるような機会が得られるだろうと思ひます。

○岡(延)委員 それから説をなす人は、この工芸学部の学科の、たとえば芸術大学のあれと抵触する点があるというふうなことを言う者もあるのではありませんが、これは私をして言わしむればまことに當を得ない考え方だと思

う。というのは、芸術大学におきましては、一つの芸術品をつくるにいたしたとしても、一生に一個つくつていいというふうなものであります。きわめて製品の高い芸術品であります。ところが、なぜ私が工芸学部等を、またそういつたような学問を尊重しなければならぬかと申しますと、これは今後における輸出工芸品の相当の重要部分を占めるものであるという確信を私は持つております。そういう意味合いにおいて、奨励しなければならぬという次第であります。これは産業の基礎な

次第であります。ですから、芸術大学等において、一生に一個の芸術品をいじくりまわすというのとは、全然趣は違ふと思ひます。局長は一体どういふ考えを持つておられますか。

○稲田政府委員 その点はまつたくお考えと同一でございます。一芸一品をつくつて行くというふうな性質の手工業的なものは、これは芸術大学の芸術学科あたりでやるべきものだと思つております。この千葉の工芸部に置いておられます工業意匠科でございます。それは、その他の種々の産業と密接な連絡を持ちながら、製品の製造なりにデザインを加味して行く、そういう意味において将来輸出産業の振興に資しよう、そういう程度の教育をこの工業意匠科でいたしておるわけでありませう。そこにおいても一つの面が抜けておるかもしれないと思ひます。その抜けておられます面は、従来の専門学校程度でいたしておりましたその中間のもの、これは将来におきまして、教育としては短期大学の程度において、われわれといたしまして、充実を期したい、こういう考えでおるのでございませう。

す。○岡(延)委員 実はこれは本委員会においての説明でなく、他の機会においての説明であります。千葉の学長の御説明によりますと、あそこ現在の工芸学部の学科のあり方は、八〇％が一般工学であつて、二〇％が工芸学部の分野だ、かゝるゆゑに工学部とすべきである、こういう説明でございませう。私直接承つた次第であります。さなきだにそちらの一般工学部の教授等が多いために、この工芸学部の教授連が圧迫されておるといふ。今日でさえもそうであるのに、今度ははつきり一般工学に偏重された場合においては、たつた日本に一つしかないところの特色ある工芸学部の面が、圧迫されるであらうというところは、容易に想像される。あの教授たちといふものは、さう言つてはなはだ失礼であります。私はそれを憂へる。たつた二〇％にすぎない。しかも局長の言われるように、教授陣営の素質が低いので、この人たちは太刀打ちがでなくなる。さうすると、ますますこの大事な工芸学部学科の方面が圧縮され、圧迫されるといふことを私は憂へるが、あなたはこれをどうお思ひでありますか。

○稲田政府委員 工業意匠科をつくりました以上、また先ほど申し上げましたように、こうした面がわが国の輸出産業という面から見まして、一つの重要な課程であるというふうな点から、われわれといたしましては、将来にかけこの面の充実、拡張ということこそ考えますけれども、これを逆に縮小

するとかなんとかいふことは、毛頭考へておらないのであります。また教授陣容といたしまして、この四年制の課程に必要な有用な方々を、将来網羅して行きたい、こういう念願でございませう。

○岡(延)委員 稲田局長は、非常に巧妙に答弁される方でございますけれども、実際は、私は必ずしもさういふふうに行くかといふことを憂慮するものであります。御承知の通り局長といふものは、長い目から見ると、あなたはこの面を保護育成助長して行く立場の人だと思ひます。現在の学校制度のもとにおいて、觀念や理論だけをもちたさぶよる、妙な学者のなりそこないのような、さういふ者ばかり輩出する。この狭い日本には、さういふ人はたくさんはいらない。さういふ考えから、私は職業教育法案、産業教育法案なるものを、実はこの議会で提出してこれを通過するようにしたが、その観点と同じであります。これは国を憂へるからであります。あなたは、必ずわれ誤りといふことを考へるに違ひない。私は蠅木次官とよく話したことがあるが、はたしてその点において、文部当局の首脳部間に意見の食い違ひがないかどうか、ここではつきり断言してはいただけません。

○稲田政府委員 先ほど来提案いたしました改正の理由について、御説明申し上げておるわけでございます。御意見に對しまして、私別に反對する意見は述べておるのではないのであります。さういふ案を提出いたしましたに至つた、その理由を申し上げたにすぎないことを御了解願ひます。

○岡(延)委員 これは大体卒業生が四千名おります。この人たちは、ああいう特殊といふと、はなはだ失礼であります。ああいう特殊の教育を受けた人でありませうから、あまり政治運動は得手ではございませう。ところが御承知の通り、学長は、ほとんど毎日のように国会に来ておられます。あるいは文部省に行つて多くの人に会い、委員長にも陳情しておられます。ところが、この四千名の人は、陳情は一つもしておりませう。おかしな表現であります。この声なき声を聞いてやる必要がある。運動しないから、そんなのは圧迫しておけといふような考え方は、いけないと思ひます。もう少し信念を持つて、それは必ず悔いを残すことがあると思ひます。ある関係方面においても、職業教育を非常に軽視し、補助金をゼラにしたことを、われ誤りといふ白状してゐるといふことでもありますが、必ず局長も、後悔する時代が来ると思ひます。そこであなたは、今後の特色あるところの工芸学科の面を拡充して、それを母体として、そこに一つの学部を将来独立せしめる、一般の工芸部と併置することもお考えになつていないかどうか。

○稲田政府委員 お話の点は、非常に理想的な問題でございますが、私もいたしましては、まず段階的にこの工業意匠科というものを充実いたして参りたい。また同時に、先ほど申し上げましたように、従来の専門学校程度の教育に相応いたしまする意味におきまして、短期大学程度の課程を創設して、拡張するといふようなことが必要だと思つておられます。その上の問題といたしましては、他の一般の課程の拡

なつてしまふ。だから、これを体系的なものとして出されているのかどうか、その体系がどんなものであるかという点を、ぼくは聞いています。

○辻田政府委員 文部省といはれましては、義務教育無償の理想を、できるだけすみやかに達したいと考へましても、最初は、できれば一挙にこの問題を、少くとも教科書について解決したいというふうな考へで計画を進めたのでございませうが、諸般のいろいろな事情がございまして、本年無償の実現の試みとして、これを実施するということになつたのであります。しかし本年度の問題につきましては、前期、後期にわたりまして、これを実施したいという考へでございませう。それから明年、二十七年以降の問題につきましては、本年度の実績にかんがみまして、諸般のことも考慮に入れまして、具体的に審議会を設けてやつて行きたいというふうな考へでございませう。

○辻田政府委員 この法律案は、二十六年限りの臨時の立法でございませう。

○辻田政府委員 これは文部省は、まあ日本の文部省は、このくらいの程度か、わかたぬけれども、私はおかしいと思ひます。教員組合なんかでは、三箇年計画でこれを實現するというふうな具体的な案を立てておる。文部省において單なる試みとしてやつてみるというふうなことで、地方財政にも重大な關係があり、国家の財政にも重大な關係があるというふうな問題が、單なる試

みというふうな形でなされるというところでは、はなはだわれ／＼として了解できないと思ひます。やはり一つの体系という方針があつて、その体系の中のいろいろなものとしてなされるんだというふうな体系が示されないならば、われ／＼としては、ほとんど審議するに値しないような法案であると思ひます。その点をもう少し具体的に、できているのかどうかという点を聞きたいのです。

○辻田政府委員 先ほど申し上げましたように、文部省といはれましては、義務教育無償の理想を達するために、具体的に計画を樹立いたしました。この實現をはかつていられるのでございませうが、財政上の理由等によりまして、一応本年度限りということになつた次第でございませう。しかし、明年度以降は全然考慮しないというふうなことは、もちろんないのでございませう。われわれといはれまして、逐次これが實現するように、財政上の理由も考へまされて、努力したいと思ひておるわけでありませう。

○辻田政府委員 それでは具体的な一つの腹案として立てられたものは、どういふものであつたか。これは教員組合等と立てている方針等もありませんので、一応聞いておきたい。

○辻田政府委員 私たちの方で研究いたしましたのは、いろいろな案がございませうが、最初は本年限りで、本年においてこれを全部實現するということを考へましたが、また第二の案といはれましては、小学校・中学校九年間を、三箇年計画で実施するというふうな考へを持つたこともございませう。しかし、財政上の理由がございませう。

すので、まず最初に一年生から実施いたしまして、これを九箇年間に完成するということも一応考へたのでございませうが、やはり地方財政、現在の段階に財政の両方の観点から、現在においておきましてはこれを本年限りにおいて一応試みとしてやる。しかし、これは単に試験的にやつてみるというだけのことでないものでありまして、この義務教育無償の理想實現を奨励するというために、今後何らかの方法で、これを實現したいというふうな考へでいる次第であります。

○辻田政府委員 そうすると、方向としては今後これを続けて行く。それで、その方向を拡大して行く。やがてやはり単に地方公共団体に對して一つの刺激を与へ、これを勧奨して行くという方向に行くのか、全額国庫負担というふうな形に進まれるのか、その点はどうか。

○辻田政府委員 諸々実施するように努力したいと思ひますが、ただいま御質問のありました奨励のやり方で行くのか、あるいは全額国庫負担の關係で行くのかという問題がございませうが、これはこの法案におきましては奨励の形で行つておる次第でございませう。これを全額国庫負担にするかどうかというところにつきましては、十分研究してみたいと思ひます。

○長野委員長 ただいま議題といたしておられます昭和二十六年に入学する児童に對する教科用圖書の給付に關する法律案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。

たしました国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、討論に入ります。

(委員長退席、若林委員長代理着席)

○辻田委員 議事進行について……これは採決になりますと、今五分の一ほどしか人がいないと思ひます。五分の一の採決ということでは、できないと思ひますのみならず、社会党が二人とも出ていない。委員が出ていないことについては、理由があると思ひますが、社会党には、やはりこの重要な問題について、意見がないはずはないのであつて、單なる棄権だとも考へられない。ちよつと自由党がこれだけしか出ないと同じように、社会党は二人出ないのかもしれないけれども、その点もやはり社会党に交渉して、社会党の方からも出てもらひ、少くとも各党から出てもらつた形において、出すべきだと思ひます。

○若林委員長代理 国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題として討論に入ります。岡延右エ門君。

○岡(延)委員 私は自由党を代表いたしまして、本法案に對して賛成の討論をいたさんとするものであります。こういう設置法の改正等におきましては、これはきわめて歴大なる改正でございませうが、こういう場合には、全額学校のあり方のバランスを考へて、一校々々のそれ／＼の立場というよりも、今後は全体のバランスを十分考慮してやられるように希望いたします。なおまたこの設置法によりまして、多少でも、ごく少数ではあつても脱落する教員等がございませう。手厚

い処置をしてやるという考慮を私われんことを希望いたします。

それからもう一つ、先ほど問題となつた千葉の工芸学部を工学部にする問題であります。先ほど水谷政務次官から意思表示がありました。水谷政務次官は、議員としては、われ／＼同僚でございませうから、かれ／＼いふた／＼ありませんけれども、もしそれ官儀を代弁するものならば、そのときその場で、これが通りさえしたらよろしいということが、往々にしてあり得るのでありますから、どうかそういうことになしに、二十七年からは、その具体化に向つて予算措置を講ずるといふ熱意を示されるように、ひとつおとりはからいをお願いいたします。

以上をもちまして私の討論を終ります。

○若林委員長代理 小林信一君。

○小林(信)委員 国民民主党は、この法案に對しまして賛成いたすものであります。ただ多少意見があるものであります。いろいろと質問いたしまして、今後の要望をいたしておきましたから、その点で了解していただいているわけでありませうが、先ほど問題になつております学部の新設の問題であります。これは單に千葉大学の工芸学部を工学部にしたいというだけの問題ではなくて、これは水山の一角でありませう。各地方の大学におきまして、こういう問題が、その学校の事情とか、地方の事情等によりまして、今後いろいろと意見が出て来るのではないかと思ひます。もちろん大学の自主性というものは、大いに尊重して行かなければならぬのであります。そういうふうな点から生れて来る改廢であつては、出

発して間もない新しい学制に対して、非常に憂慮すべき問題が考えられるのでありますが、これは今後私はたくさん出て来る問題といたしまして、單に千葉県だけの問題でなく、十分文部省当局といたしまして、また審議會等におきましても、学制に対する確固たる信念をもつて善処せられたい、こういうことを私はこの新設にあつて要望するものであります。

さらにその他の問題におきましても、新制大学の性格なり、あるいはその置かれておる地方の事情なり、また日本の産業経済というふうな面から考えましても、今回ここに上程されておられます案に、私たちは一応賛成しますが、もつとそういうことを重点的に考えられて、日本の教育のあり方というもの、日本の事情に即して行かなければならぬということに要望するものであります。とかく財政的な理由で左右されるのであります。日本の産業経済の計画に対して、積極的にこの教育が乗り出して行つて、これに即応するような強力な教育行政を、こういう面に強化していただきたい、という点を、私は要望するものであります。もちろん、これに並行しまして、研究所の設置等も、そういう点から見ますと、きわめてまだ偏した傾向がありまして、それが地方全般の事情に即するといふような形がとられていないのであります。もつと文部省といたしましては、積極的に善処していただきたい。

に、まことによい案でありまして、これが望むならば、もつと全般的の設置がほしい、一部に偏することなく全般的にこれを実施していただきたい。要するにもつと財源を獲得して、こういう点に強力に文部省が働いていただきたい、ということに要望するものであります。

さらに国立大学に包括されましたために、旧制の諸学校が廃止されまして、これに伴ひまして、その身分を失わなければならぬような人が出て来るために、その措置として附則の第二項が設けられておるのであります。これは昨年旧制高等学校が廃止されたときには、こういう事項はつくられなかつたのに、今回はこれがつくられた。事情のいかによつてこの法律を制定する場合に、異なつた措置がとられるということ、非常に不可解に存するものであります。こういう点においても、立法措置としまして、一貫した方針をとつて行かなければ、ある場合には不当な措置によつてその身分が憂慮されるというふうなことがあつては、教員諸君のあり方からして、免許法というふうなものに拘束されて非常に狭くされておる事情からいたしまして、非常に不安でならないのであります。できるならば、私はこういう事項は削除して、国家公務員法なり、あるいは特例法なりによるような方法が講ぜられて、将来不安のないようにして行きたいのであります。いろいろとお伺いしますと、そういう点につきましても、事実上支障がない、全部が必ず救済されて、生活的に不安は与えられない。そういう点に対しては、文部省としては極力努力して来られたし、

今後これに努力するといふようなお話を承つたので、まず了承するわけでありました。

以上の点からしまして、意見を申し上げて本案に賛成いたします。

○若林委員代理 渡部義通君。

○渡部委員 共産党はこれに反対であります。学校の再編成あるいは改題の内容については、大体異存はありませぬ。しかし、この附則第二項が問題であります。これは、当局の説明によると、單なる立法技術であるといふふうなことであります。が、小林君が言われたように、これは昨年の設置法案にはついていないものが、今回つけられた。これによつて学校再編成あるいは改題の機会に、多数の人たちが職を失うといふだけではなくて、これあることによつて、身分上の不当な措置をとられるような教授が出て来る可能性がある。單に可能性があるばかりではなくて、これを機会に、思想的あるいは政治的理由によつて、不当な措置のための利用にさえ、この機会がなされるという危険性も十分に含まれている。われわれは考えざるを得ません。というものは、この前の新制大学設置の際にあたりまして、水戸の梅本教授、それから神戸の小松教授なんかは、あるいは解職され、あるいは解職されようとしているという事柄が、非常に多数あるわけですね。しかも、こういう附則がつけられることによつて、今申し上げたような事例が今後も出、そうして、それがこれによつて合法化されるという憂いがあるのであつて、この点に、附則第二項の非常に重大な、危険な意味があると思つて、しかもこれがあるために、日教組等を

初めとする学界では、非常に反対をしておる。こういう理由から、われわれとしても、この附則が付けられておる限りは、これに賛成することができないわけでありまして、これによつて共産党は反対であります。

○若林委員代理 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○若林委員代理 起立多数。よつて原案の通り可決せられました。

なお報告書の作成については、委員長に御一任を願ひます。

午後零時三十分休憩

午後二時三十分開議

○岡(延)委員代理 休憩前に引續き、會議を開きます。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案
市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方事務官たる職員」の俸給、特別加俸、死亡賜金、旅費、扶養手当、勤務地手当、退官又は退職に関する手当、日直及び宿直に関する手当(以下俸給その他の給与と

当、勤務地手当、特殊勤務手当、日直及び宿直に関する手当、年末手当、寒冷地手当、石炭手当、退職手当、退職年金及び退職一時金、死亡一時金、旅費並びに公務災害補償(以下給料その他の給与という。))に改める。

第二条中「特別の時期及び時間」を「夜間その他特別の時間又は時期」に改め、「又は夜間の課程」を削り、「俸給その他の給与」を「給料その他の給与」に改める。

第三条 前二条に規定する職員の数、都道府県の条例で定める範囲内、教育委員会の置かれておる市町村にあつては当該市町村の教育委員会が都道府県の教育委員会に協議してこれを定め、教育委員会に置かれていない市町村にあつては都道府県の教育委員会がこれを定める。

第四条 第一条及び第二条に規定する職員に給料その他の給与については、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の四第一項の規定の適用を受けるものを除く外、都道府県の条例でこれを定める。

2 前項の都道府県の条例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法(昭和二十三年法律第百七十号)第六十一条に規定する事件の例による。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して、昭和二十六年度から適用する。

2 義務教育費国庫負担法(昭和十

五年法律第二十二号)は、廃止する。

○水谷政府委員 今回政府より提出いたしました市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

市町村立学校職員給与負担法は、市町村立の小学校及び中学校並びに盲学校及びろう学校、すなわち義務教育を行う学校の教職員及び市町村立の高等学校の定時制の課程の授業を担当している教員に、都道府県の負担といたしまして、昭和三十二年に制定されてから今日まで、教育委員会法の制定、学校教育法の改正、給与関係諸法令の改廃等がございましたので、従来も給与の名称等について若干改正を要する点がございましたが、最近に至つて退職料及び公務災害補償の負担区分、小、中学校の教員の定数等につきまして、解決を要する問題を生じたので、この法律案を提出することにいたしました。

次に、この法律案の骨子について御説明いたします。まず第一に、従来都道府県が負担して参りました年末手当、寒冷地手当及び石炭手当が、都道府県の負担であることを明らかにし、また新たに都道府県が負担するのを適当といたします退職年金及び退職一時金並びに公務災害補償を加えました。

第二に、高等学校の定時制課程のうち、従来の夜間の課程が含まれることを明らかにいたしました。これは昨年、学校教育法の一部を改正いたしました際に、同様の改正が行われ、また地方財政平衡交付金制度におきまして

も、これに伴つて必要な措置がとられているからであります。

第三に、都道府県が給与を負担いたします職員の定数を、都道府県の条例で定めることとし、その範囲内におきまして、教育委員会が設置されている市町村については、その教育委員会が、都道府県の教育委員会に協議して定めることいたしました。これは、都道府県が市町村立学校の職員の給与を負担いたします場合に、その財政上の見通しがつかなくなるようなことのないようにしたわけであり、

第四に、都道府県が負担いたします給与につきましては、都道府県の条例で定めることとし、その議案の作成及び提出につきましては、教育委員会法第六十一条に規定する事件の例によることにいたしました。

最後に義務教育費国庫負担法は、地方財政平衡交付金制度が創設されましたので、廃止することにいたしました。

以上、この法律案の提案理由及びその骨子について、概略を御説明いたしました。何とぞこの法律案の必要を認められまして、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○辻田政府委員 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案の詳細につきまして、逐条御説明申し上げます。

市町村立学校職員給与負担法は、市町村立の小学校及び中学校並びに盲学校及びろう学校の教職員並びに市町村立の高等学校の定時制の課程の授業を担当する教員の給与を、都道府県の負担としたものであります。この法律

の規定によりまして、本来ならば設置者である市町村が負担すべき約六百億円の経費を都道府県の負担として重要な法律であります。最近に至りまして、これから御説明いたしますような問題を生じたので、ここにその一部を改正する法律案を提出した次第であります。

まず、第一条の改正につきまして、給与の名称等で、旧法令の規定によるものを整備いたしましたほか、年末手当、寒冷地手当、石炭手当、退職年金及び退職一時金並びに公務災害補償を新たに加えることいたしました。このうち、年末手当、寒冷地手当及び石炭手当は、実際上、従来も都道府県が負担して参りましたものであります。また地方財政平衡交付金法に基く地方財政委員会規則におきまして、これを都道府県の財政需要としておきますので、ここにこれを明文文化したものであります。退職年金及び退職一時金は、従来も恩給でありまして、これも都道府県が負担して参りましたのであります。教育公務員特例法施行以後に採用いたしました教員につきましても、恩給法の規定の適用がなく、市町村の退職料条例の適用を受けることになつておるのであります。しかし、

これでは教員の身分の保障も完全ではなく、しかも教員の異動を妨げることにもなりますので、これを都道府県の負担としたわけであり、なお、退職年金及び退職一時金の制度は、地方公務員法におきましても、いまだどういふものになるか明らかでなく、また少くとも今年一ぱいは、採用後三年になる者は、ないわけであり、また、教員でこの制度の適用を受ける者

は予想されないものであります。

公務災害補償は、この法律に規定がなく、都道府県は、これを負担する義務がなかつたわけであり、多くの市町村は、その不測の負担に耐えられないために、公務により災害を受けた者の保護が十分でなく、いろいろ問題を生じておりました。一昨年富山県にあつた事例として、三十人以上の校長及び教員が、公務災害を受けたことがありましたが、その公務災害補償の額は約一千万円に上つております。これが起りました場合には、市町村財政は破綻してしまつたわけであり、従つて、政府といたしましては、都道府県でこれを負担するように指導し、これを負担した場合に、特別平衡交付金で考慮することにして、特別平衡交付金で考慮することにして、特別平衡交付金で、今回制度的にこの点を明らかにし、これを都道府県の負担とすることにいたしましたのであります。

第二条の改正は、高等学校の定時制の課程のうち、夜間の課程を含めたものであります。従来、定時制の課程のうちには、夜間の課程が除かれていたものであります。昨年四月学校教育法の一部改正の際に、夜間に授業を行うことも一定の時間に授業を行うことにはかならず、また、勤労青少年を対象とするにかわりは、ないわけであり、また、これを定時制の課程のうちに含まれることにしたわけであり、これに伴つて、地方財政平衡交付金法に基く地方財政委員会規則におきましても、その財政需要を都道府県の財政需要として見ておきますので、この法律におきましても、同様の改正を行つた次第でございます。

次に、二条ほど新しい規定を設けましたが、第三条は、市町村立学校の職員の定数を、都道府県の条例で定めることといたしました。教育委員会法第四十九条によりまして、市町村の教育委員会は、教職員の採用等の人事を自由に行うことができることになつておりますが、その給与を自動的に都道府県が負担するということになります。都道府県といたしましては、財政上不測の事態が生じ、財政計画が立たないわけであり、そこで、その定数の大々くを都道府県の条例で定め、その範囲内において、教育委員会の設置されている市町村の定数につきましては、その教育委員会が都道府県の教育委員会と協議して定めることとし、その他の市町村の定数につきましては、都道府県の教育委員会が定めることといたしましたのであります。

第四条は、さきに提出いたしました教育公務員特例法の一部を改正する法律案におきまして、大部分の給与は都道府県の条例で定めることといたしたわけであり、退職年金及び退職一時金並びに公務災害補償は、地方公務員法にいう給与のうちに入つておりませんので、これらの給与につきましても同様の措置をとつた次第であります。

なお、議案の原案は、教育委員会法第六十一条の例により、教育委員会がこれを作成し、知事を通して議案を議会に提出することといたしました。地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法附則第二項において、その効力が停止されていたわけであり、また、地方財政平衡交付金制度の創設に伴い

廃止すべきものでありますので、廃止することにしたわけであり、以上がこの法律案の要旨でございます。

○閣(延)委員長代理 次に教育職員免許法の一部を改正する法律案及び同法施行法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。水谷政務次官。

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「大学の管理機関」を「大学の学長」に改める。

第四条第六項第一号中「商業及び水産」を「商業、水産及び商船」に、同条同項第一号及び第二号中「及び外国語英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。」を「、外国語英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。」及び「宗教」に改める。

第七条中「学校教育法第九十八条第一項に規定する専門学校、」を削り、同条に次の一項を加える。

2 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明の発行を請求した者が大学附置の国立又は公立の学校の教員であるときは、当該所轄庁は、その学校の校長の意見を聞かなければならない。

「(中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立又は公立の学校の場合を除く。以下本条中同じ。)」を加える。

第十八条中「外国」を「外国(本州、北海道、四国、九州及び文部省令で定める附属島、)以外の地域をいう。以下同じ。)」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第四項を附則第二項とし、以下附則第七項まで二項ずつ繰り上げる。

附則第八項を附則第六項とし、同項の表に次の備考を加える。

備考 この表の第一号のロ、第三号のロ及び第五号のロに掲げる基礎資格を有する者には、これに相当する者として文部省令で定めるものを含むものとする。

7 臨時免許状については、当分の間、相当期間にわたり普通免許状又は仮免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第九条第三項の規定にかかわらず、都道府県の教育委員会及び都道府県知事が協議して、都道府県の教育委員会規則又は都道府県規則で、その有効期間を二年とするこ

8 養護助産婦免許状は、保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)による乙種看護婦の免許(以下「乙種看護婦の免許」という。)を有する者又は同法第五十三條に該当する者で、第五條第一項第二号に該当しない者にも授与することができ、

別表第一の備考第一号中「学校教育法第九十八条第一項に規定する専

門学校」及び「生徒及び」を削り、同表備考第二号中「大学の別科」の下に「昭和二十五年年度における課程に限る。」を加え、同表備考第三号中「及び外国語」を「外国語及宗教」に改め、同表備考に次の二号を加える。

四 この表の中学校教諭の二級普通免許状及び高等学校教諭の二級普通免許状の項の教職に関する専門科目についての大学における最低修得単位数二十単位のうち五単位は、当分の間、当該免許状に係る教科に関する専門科目について修得することができ、

五 この表の中学校及び高等学校の教諭の免許状の項の教職に関する専門科目についての大学における最低修得単位数については、当分の間、中学校にあつては音楽及び図画工作、高等学校にあつては音楽、図画、工作、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科の免許状の授与の場合には、その半数(前号によつて当該免許状に係る教科に関する専門科目について修得することを認められた単位数を含めて計算するものとする。)までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門科目について修得することができ、

別表第三の基礎資格の欄中「(昭和二十三年法律第二百三十三号)を削り、」

「高等学校を卒業し、保健婦助産婦看護婦法による乙種看護婦の免許(以下「乙種看護婦の免許」という。)を有し、」を「乙種看護婦の免許を有し、

又は保健婦助産婦看護婦法第五十三條に該当し」に改める。

別表第四の備考に次の一号を加える。

四 第一欄に掲げる学校の教員には、これに相当するものとして文部省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者を含むものとし、証明すべき所轄庁については、文部省令で定める。

別表第五の第二欄中「次の項に掲げる」を「中学校又は高等学校の第一欄に掲げるそれぞれの実習についての教諭の」に改める。

別表第六の第二欄中ロの次に次の一号を加える。

ロの二 保健婦助産婦看護婦法第五十一條及び第五十三條に該当すること。

別表第七中盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状の項の第四欄に「六」を加える。

同表の備考を次のように改める。

備考 第三欄中「校長」には、大学(学校教育法第九十八条の従前の規定による大学、大学予科、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校を含む。以下同じ。)の長及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二條第三項(第二十四條第一項及び第二項)において準用する場合を含む。に規定する部局長(私立の大学におけるこれに相当する職員を含む。)並びに文部省令で定める学校以外の教育施設の長を、「教員」には、同法第二條第二項(第二十四條第一項及び第

二項)において準用する場合を含む。に規定する大学の教員及び文部省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者を含むものとし、証明すべき所轄庁については、文部省令で定める。

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附則 教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表の第九号の下欄中「幼稚園の教員の二級普通免許状」を「幼稚園の教員の二級普通免許状及び小学校の教員の仮免許状」に改める。

同条に次の二項を加える。

3 第一項の規定により、同項の表の下欄に掲げる教員の免許状を有するものとみなされた者は、それぞれ当該下欄に掲げる教員の免許状の交付を受けるものとする。

4 前項の免許状の交付は、免許法第十五條に規定する免許状の再交付とみなす。

第二条第一項の表の第三号の上欄中「卒業した者」の下に「これに相当するものとして文部省令で定める者を含む。」を加える。

同表の第七号の下欄中「及び中学校」を「、中学校及び高等学校」に改める。

同表の第七号の二の次に次の二号を加える。

七の三	旧国民学校令による国民学校専科教員免許状を有する者で、五年以上中学校の教員(文部省令で定める旧令による学校の教員を含む)として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの	中学校の教員の二級普通免許状
-----	---	----------------

七の四	旧国民学校令による国民学校初等科教員免許状を有する者で、五年以上小学校の教員(文部省令で定める旧令による学校の教員を含む)として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの	小学校の教員の二級普通免許状
-----	--	----------------

同表の第九号の上欄中「昭和二十三年三月三十一日現在」を「昭和二十二年三月一日から昭和二十三年三月三十一日までの間において」に改める。

同表の第十四号の上欄中「教員」となることのできる者」の下に「この表の第二十号の三の上欄に掲げる者を除く。」を加える。

同表の第二十号を次のように改める。

二十	イ 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第四十条の規定による第一級無線通信士(以下「第一級無線通信士」という)又は第一級無線技術士(以下「第一級無線技術士」という)の資格を有する者 ロ 電波法第四十条の規定による第二級無線通信士又は第二級無線技術士の資格を有し、二年以上無線通信に關し、実地の経験(文部省令で定める学校の教員としての経験を含む。第二十号の二のロ、第二十号の四及び第二十号の五の場合においても同様とする)を有する者で技術優秀と認められるもの(教員としての経験を要件とする者にあつては良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するものとする。第二十号の二のロ、第二十号の四及び第二十号の五の場合においても同様とする。)	中学校及び高等学校の教員の仮免許状
----	--	-------------------

二十の二	イ 旧無線電信講習所官制(昭和十七年勅令第二百七十四号)による無線電信講習所、旧通信院官制(昭和十八年勅令第八百三十一号)による官吏練習所又は旧通信講習所官制(昭和二十年勅令第百三十五号)による高等通信講習所における修業年限三年の課程を卒業した者 ロ 第一級無線通信士又は第一級無線技術士の資格を有し、三年以上無線通信に關し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの	中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状
------	--	----------------------

二十の三	船舶職員法(明治二十九年法律第六十八号)第三條の規定による甲種二等航海士(以下「甲種二等航海士」という)又は甲種二等機関士(以下「甲種二等機関士」という)の海技免許を有する者	中学校及び高等学校の教員の仮免許状
------	---	-------------------

二十の四	甲種二等航海士又は甲種二等機関士の海技免許を有し、五年以上船舶に關し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの	中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状
------	---	----------------------

二十の五	旧専門学校令による高等商船学校及び函館水産専門学校、遠洋漁業科(函館高等水産学校の遠洋漁業科を含む)並びに旧水産講習所官制(明治三十年勅令第四十七号)による第一水産講習所の漁業科(水産講習所の遠洋漁業科及び第一水産講習所の遠洋漁業科を含む)を卒業した者で、船舶職員法第三條の規定による甲種一等航海士又は甲種一等機関士の海技免許を有し、三年以上船舶に關し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの	中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状
------	---	----------------------

同表の第二十四号の下欄中「幼稚園の教員の二級普通免許状」を「幼稚園の教員の二級普通免許状及び小学校の教員の二級普通免許状」に改める。

同表の第二十五号を次のように改める。

二十五	イ 前条又は本条若しくは第七條の規定により、教員の二級普通免許状若しくは二級普通免許状を有するものとみなされた者又はその授与を受けることのできる者で、二級普通免許状の場合にあつては三年以上、二級普通免許状の場合にあつては十年以上、教育部省令で定める学校の校長及び教員並びに学校以外の教育施設の長及びその施設における教育に従事する者を含む。以下第二十六号から第二十八号までの場合においても同様とする。又は官公庁若しくは私立学校における教育事務に關する職員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの ロ この表の第二十六号及び第二十七号に該当しない者(イに掲げる者を除く)で、この法律施行の際現に校長の職にあるもの	校長の仮免許状
-----	--	---------

同表の第二十九号の上欄中「教育長又は官公庁の二級若しくは二級の官吏若しくは吏員を」を「教育長、官公庁の二級若しくは二級の官吏若しくは吏員又はこれらに相当する職員」に改める。

同表の第三十号の上欄中「若しくは官公庁の二級若しくは二級の官吏若しくは吏員を」を「官公庁の二級若しくは二級の官吏若しくは吏員又はこれらに相当する職員」に改める。

同表の第三十一号の上欄に次の一号を加える。

ニ 大学の教員(これに相当するものとして文部省令で定める旧令による学校の教員を含む)として五年以上教育に關する科目を担当し、良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有する者

第七條第一項本文中「文部省令で定める旧令による学校の校長及び教員並びに」を「文部省令で定める学校の校長及び教員、文部省令で定める学校以外の教育施設の長及びその施設において教育に従事する者並びに」に改める。

第八條中(第一條、第二條又は第七條の規定により、免許状を有するものとみなされた者又はその授与を受けた者を除く。)を「第一條第三項、第二條又は第七條の規定により、免許状の交付又は授与を受けた者を除く。」に、昭和二十六年三月三十一日までを「昭和二十七年三月三十一日まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2 昭和二十六年三月三十一日において学校教育法第九十八條に規定

する従前の規定による商船学校の教員である者は、免許法第三条第一項の規定にかかわらず、昭和二十七年三月三十一日まで、国立学校設置法第九条に掲げる商船高等学校の教員であることができ

附則第三項及び第四項を削り、附則第五項中「昭和三十一年三月三十一日まで」を「昭和三十六年三月三十一日まで」に改め、同項を附則第三項とする。

附則 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

○水谷政府委員 だいま議題となりました教育職員免許法の一部を改正する法律案及び同法施行法の一部を改正する法律案につきまして、一括してその提案理由を申し上げます。

教育職員の資質の保持と向上とははかるため制定されました教育職員免許法及び同法施行法は、施行以来一年有半を経過いたしました。この間において、各都道府県における新免許状の交付事務も着々と進行し、また全国各地には、各方面の理解ある協力により、認定講習、大学の公開講座、通信教育等の現職教育施設が設けられるとともに、これらの現職教育施設における指導者についても、米国の好意により、アイフェルの教次の開催によつて、指導能力の充実ははかることができ、免許法の所期する目的が、着々実現されつつありますことは、まことに御同慶の至りでありませう。

元来免許法及び同法施行法の規定の影響するところは、大学における教育

職員の養成制度、現職教育の基準、現職者への新免許状の交付等、その範囲すこぶる広くかつ深いものがあり、また教育職員の需給状況とも密接な関連を持つてゐるのであります。

政府は、免許法及び同法施行法のかかる性格と、同法施行後の状況とにかんがみ、これらの法律の規定を現情に即せしめるよう常に研究を続け、すでに一昨年、昨年と二回にわたり、改正案を提出したのであります。が、その後、教育刷新審議会の建議や、教育職員免許等審議会の答申もありましたので、さらに各方面の意向をも勘案し、慎重に研究いたしました結果、ここに、第三次の改正案を提出することとした次第であります。

今回の改正をもつて、現下の教育界の現情にも応じ、また免許法上における不均衡は、ほとんど排除されるものと考えらるべきであります。

次に、両法案の主要点について簡単に説明いたします。初めに免許法の一部改正について申し上げます。

第一は、私立の中学校及び高等学校における宗教教育の振興に資するたため、私立学校においてのみ有効な宗教の教科についての免許状を新設したこととあります。

第二は、大学における教職課程担当の教員不足の事情並びに芸術科及び実業科の教員の養成の困難な事情にかんがみ、当分の間の特例的措置として、教職に関する専門科目の単位のうち、若干の単位を、教科に関する専門科目について、修得し得る道を開いたこととあります。

第三は、臨時免許状の有効期間は、

一年が原則であります。が、教員需給の状況等地方の事情に依り、その期間を二年とすることができるといふ特例を設けたこととあります。

次に、施行法の一部改正について申し上げます。

第一は、上級免許状授与に関する特例を定めた施行法第七条の規定の有効期間を延長したこととあります。この有効期間につきましては、前国会において二箇年間延長されたのであります。が、今回さらにこれを五箇年間延長し、昭和三十六年三月三十一日までとしたのであります。これは、師範学校等旧制学校卒業者に、ひとしくこの規定の適用を受け得る機会を与え、教育界に安定を与えようという趣旨に基づくものであります。

第二は、僻地の校長の供給を容易にするため、教員の二級普通免許状所有者のみでなく、教員の二級普通免許状所有者であつても、十年以上の教職経験があれば、校長仮免許状を受けられるようにしたこととあります。

第三は、前国会で成立した国立学校設置法の一部改正により、商船高等学校が設置され、この四月一日から発足する状況にありますので、商船高等学校の教員の免許状に関する規定を整備したことであります。またこの際、電波高等学校の教員の免許状授与の根拠規定をも整備いたしました。

第四は、施行法第一条に規定する旧教員免許状所有者に対する新免許状の交付は、従来省令の規定によつて実施して参りましたが、今般これを法律において明確にいたしましたこととあります。これに伴い、旧資格のまま教員たり得る期間を規定いたしました施行

法第八条の規定を改正して、昭和二十七年三月三十一日まで一年間延長し、この期間内に旧資格の現職教員が新免許状の授与または交付を受け得るよう措置いたしましたのであります。

以上申し述べましたのが、教育職員免許法並びに同法施行法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその要点であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○稲田政府委員 両法案の改正の内容につきましても、説明がなされて、御説明申し上げました内容がどういふふうに配列しておるかという点だけを簡単に申し上げたいと存じます。

第一に免許法の点であります。免許法の第二条第二項の改正——これは第七條第二項と附則第三項の改正が関連いたしておりますが、この第二条第二項と申しますのは、勤務成績の証明をいたします所轄庁の定義をいたしたものであります。従来の規定におきましては本則において、所轄庁の大学管理機関が附属学校の校長、教員について証明するところでありまして、その「大学の管理機関」とあるのを附則で「大学の学長」といたしておつたのを、本則の中に書き加えることになつたのであります。

第四條第六項の改正——これは、第九條第一項の改正及び別表第一備考第一の改正と関連いたしておりますが、ただいま申し上げましたように、新たに高等学校の実業科の中に「商船」が設けられましたので、それに対応いたしましたので、免許科目に「商船」を加えたのであります。また私立の中学校、高等

学校の要望にこたへまして、今般新たに私立学校においてのみ効力を有しする「宗教」の免許状を設けまして、私立の中学校、高等学校における正科としての宗教教育を容易ならしめようとしたのであります。

第七條の改正——これには、附則第三項の削除、別表第一備考第一号の改正が関連いたしておりますが、この法律をつくりました当時においては、まだ短期大学が差足らなかつておりました。専門学校も、新制大学と並んで相当永久に存続する見込みをもちまして、大学の中には専門学校を含める規定を設けたのであります。が、その後短期大学の制度ができましたので、専門学校は新制大学になり、また短期大学になりつておりますので、将来に向つて専門学校を大学の中に含めないと思はれるのであります。なお申上げますが、旧専門学校の将来の卒業者につきましては、施行法第二条の規定によりまして、免許法による場合よりも、有利に免許状が与えられるようになつております。

次に第十八條の改正であります。この改正は旧外地引揚者等に対しまして、新免許状を与える根拠を明らかにするため「外国」とあるところを旧外地を含めたのであります。

附則第八項の備考を新たに設けましたのは、予科一年、本科三年の専門学校がございまして、これを四年制の専門学校卒業者に相当するものと認められたのであります。

附則第七項を新たに設けましたのは、臨時免許状の有効期間が一年であつたことについて、いろいろ問題があ

り、

り、

り、

り、

り、

り、

り、

り、

つたのでありますが、地方の事情に
よつて、これを二年とすることができ
るようになつたのであります。

附則第八項を新たに設けましたの
は、免許法第五条に、免許状を得られ
ない者といつたしまして「高等学校を卒
業しない者」という条項であります
が、特に養護教員の供給が非常に困難
であるという状況にかんがみまして、
乙種看護婦、旧看護婦の免許状を持
つておられます者は、たゞ高等学校を卒
業しない者でも、養護助教諭の免許状
を与え得るようになつたのでありま
す。

それから別表第一備考第四号、第五
号を新たに設けましたのは、大学にお
ける教職課程を担当する教員が、非常
に不足であるという現状にかんがみま
して、教員の養成を容易ならしめると
いう意味から、中学校教諭一級普通免
許状または高等学校教諭二級普通免
許状を与えます場合に、大学において修
得すべしと規定いたしておりますが、
科目の単位二十単位のうち五単位は、
当分の間、教科に関する専門科目でと
れることにいたしましたのであります。

それから五号の方は、中学校及び高
等学校の芸術科及び実業科の教員の供
給を容易にいたしますために、これら
の教科の免許状を与えます場合には、
大学において修得すべき教職科目の単
位のうちの半分までは、当分の間教科
に関する専門科目の方で修得してもよ
いようになつたのであります。

別表第三の改正は、養護教諭の供給
を容易にいたしますために、養護教諭
養成機関に入学者の資格を持つてお
ります者の中で、旧制高等女子校卒業
者で、旧制看護婦または乙種看護婦の免

許を有する者を追加したのでありま
す。

別表第四備考の追加は、少年院、教
護院等、他省所管の教育施設における
教職経験年数を、小学校または中学校
等における教職経験年数に含めること
を規定いたしましたのであります。

別表第五の改正は、内容としては、
改正前のものとかわつておりません
が、明確にいたす意味で整理いたした
のであります。

別表第六の改正は、これは養護教諭
の供給をたやすくいたしますために、
養護教諭の仮免許状の授与を受けるこ
とのできる者の中に、旧保健婦及び旧
看護婦の免許状を有する者を加えたの
であります。

別表第七の改正——これは特殊教育
の教員養成施設が、現行法制定の場合
におきましては、あまり充実していな
かつたという事情にかんがみまして、
特別の考慮を払つたのであります。特
別の後において養成施設あるいは現職
教育施設が強化いたして参りましたの
で、ほかとの均衡も考えまして、相当
の単位修得を必要とすることとしたし
たのであります。

別表第七備考を改正いたしましたの
は、別表第四の備考第四号の追加の場
合と同様の趣旨によるものでありまし
て、校長、教員の経験年数に、他省所
管の教育施設の経験年数を含めて計算
いたすことにいたしましたのであります。
次に、施行法の一部改正についてで
あります。第一条第一項第九号を改
正いたしましたのは、旧幼稚園教員免
許状を持つておられる者に対して、幼
稚園教諭二級普通免許状のほか、小
学校教諭仮免許状をあわせ与えようと

するものであります。

第一条第三項、第四項を設けました
のは、第一条第一項の規定によつて、
旧教員免許状を持つておられる者は、それ
ぞれ相当の新免許を有するものとみな
されておられますが、それらの者に対す
る新しい免許状の交付については、従
来省令で規定いたしておつたのであり
ますが、法律で規定するのが適当であ
ると考えまして、ここに規定いたした
のであります。

それから第二条第一項の表中第三号
を改めましたのは、実業補習学校教員
養成所あるいは青年学校教員養成所の
卒業生の中に、旧令の規定でこれと同
等の資格を認めておつた者を含めよう
とするものであります。

また同表第七号の改正であります。こ
れは旧教員免許令による指定学校ま
たは許可学校以外の専門学校等の卒業
者で、三年以上の教職経験のある者に
小学校、中学校のほかにも高等学校の教
員の場合にも、教諭二級普通免許状を
与えようとするものであります。

同表第七号の三及び四であります
が、この改正は、旧国民学校専科教員
免許状または旧国民学校初等科教員免
許状の所有者で、五年以上教職経験の
ある者に対しては、それらに中学校ま
たは小学校の教諭二級普通免許状を
与えようとするものであります。

同表第九号の改正は、青年学校は、
昭和二十三年学年末をもつて廃止され
たのであります。それ以前に、この
学校の教員で配置転換された、者も相
当でありますので、これらの者にも、こ
の規定の適用を受けさせようとするも
のであります。

同表第十四号の改正は、新たに設け

る第二十号の三の規定との重複を避け
るためのものであります。

同表第二十号の二の改正は、電波高
等学校の教員の資格を整備したもので
あります。

同表第二十号の三、第二十号の四及
び第二十号の五であります。これら
の条項は、前の国会で制定せられまし
た国立学校設置法の一部を改正する法
律によりまして、来る四月一日から、
国立の商船高等学校が設置せられるこ
とになりますので、商船に関する相当
免許状を授与するために設けたもので
あります。

同表第二十四号の改正は、さきに申
し上げました第一条第一項の表の第九
号の改正と同じ趣旨のものでありま
す。

同表第二十五号の改正は、僻地の
学校の校長の供給を容易にいたします
ため、教員の二級普通免許状所有者は
かりでなく、教員の二級普通免許状所
有者にも、十年以上の教職経験があれ
ば、校長の仮免許状を与えようとする
ものであります。この号中の「ハ」は、
従前の例によつて、商船高等学校の校
長についても、同様の規定を設けたの
であります。

同表第二十九号、第三十号の改正で
あります。これは昨年五月の人事院
規則の改正によりまして、従来一般職
の官吏にありましたが、二級の区別
がなくなりまして、まだこれにかわ
るべき制度が確立しておりませんの
で、経過的な規定として、「これらに相
当する職員」というものを加えたので
あります。

同表第三十一号の改正であります
が、大学の教員や、旧制の大学、大学

予科、高等学校高等科、専門学校ある
いは教員養成諸学校等の教員で、五年
以上教育に関する科目を担当した経験
のある者に対して、指導主事の仮
免許状を与えようとするものでありま
す。

第七条第一項本文を改正いたしまし
たのは、第七条の有効期間の延長に伴
つて、新制大学並びに他省所管の教育
施設における教職についての経験年数
を、教育職員の経験年数に勘定しよ
うとするものであります。

第八条を改正いたしましたのは、第
一条の改正に伴うもので、従来、省令
の規定によつて、免許状の切りかえを
行つて来たのであります。現職者中
には、まだ新しい免許状を受けていな
い者もあり、そういうような点を考え
まして、その事務処理の期間として、
免許法第三条第一項の規定の適用の猶
予期間を、さらに一年間延期しよう
とするものであります。

附則第三項、第四項削除——これは
免許法施行の際、現職にあつた無資格
の教育長、指導主事を救済する意味の
規定でありましたが、すでにその期間
が切れておりますので、これを整理し
ようとするものであります。

附則第五項を改正いたしましたの
は、先ほど提案理由で御説明申し上げ
ましたように、認定講習の特例を定め
た施行法第七條の有効期間を、さらに
五年間延長しようとするものでありま
す。

以上概略御説明申し上げました。
○岡(延)委員長代理 次に、昭和二十
六年度に入学者の児童に対する教科用
圖書の給与に関する法律案を議題とい
たします。質疑を続けます。渡部義通

三

君。

○渡部委員 引続いて質問します。文部省の説明によりますと、無償配給する教科書の単価は、最低価格に見積つてゐるわけですね。そうじゃないのですか。十六日の参議院の文部委員会でも文相はそういうふうにお答えしてゐるが、その点どうですか。

○辻田政府委員 最初二十六年度の予算を編成いたしましたる当時にございましては、ただいまお話がございましたように、その当時発行されておりました教科書の最低価格を調べてございまして、それによつて積算をしたのでございまして、しかし、その後諸種の事情が起りましたので、用紙の値段、マル公等も非常に上つて参りましたので、それでは地方財政に過重の負担をかけるという事になりますので、これらの予算編成當時から後に起りました事情を勘案いたしまして、現在におきましては、大体二十六年度におきまして使用する教科書の個々の値段もはつきりして参りましたので、その値段を中心にして参りまして、計算をしたわけでございます。従つて最低価格をつたのじやありません。

○渡部委員 そうすると、検定書の平均価格ですか、あるいは新たに換算されたもので、しかも最低価格になつておるのですか。

○辻田政府委員 今回提案申し上げました法律の中で、国語と算数について給与することになっておりますが、この際ただいまの御質問に関連して少し詳しく御説明申し上げておきたいと思つて、国語については現在発行会社社が七社ございます、算数については九社ありますが、これらの社の発行する

る国語、算数の教科書を全部当りまして、それらの教科書の需要部数を計算いたしましたので、それによつて、その実質的な平均単価をもとにいたしたのでございまして。従つて、最低単価をとつたものではございません。

○渡部委員 そうすると、ある学校、あるいはある地方で、他の検定書を用いたというふうな場合には、その検定書の価格についての二分の一を国庫から出すことになるのか、あるいは規定されたものだけしか出さぬことになるのですか。

○辻田政府委員 予算編成當時におきましては、十分わからなかつたのであります。今日になつて参りますれば、各学校におきまして使用する教科書が、具体的にはつきりしておるわけでございます。従つて、その価格の大体半額は行くという事になります。

○渡部委員 そうすると、その予算編成當時において、価格の点が必ずしも具体的にはつきりしてなかつた、ところが最近でははつきりして来た。その円の国庫補助というものが、現在どういふふうにかわる予定ですか。

○辻田政府委員 そこで予算におきまして大体一億四千万円というものがございまして、この点を考慮いたしまして、最初編成當時におきましては、国語、算数、理科の三科目について補助する予定でございまして、これが実施する場合には、国語と算数の二科目についてやらざるを得ないという結果になつたわけでございます。従つて、一億四千万円で国語と算数については半額を補助することができるといふことになりました。

○渡部委員 そうすると、それは一学期分ですか、あるいは二学期、三学期をも含めて、そういうふうになつておるのですか。

○辻田政府委員 二十六年度において使われます教科書全部についてでございます。一、二、三学期全部でございます。

○渡部委員 これが実際に地方で採用される場合になつて来ると、地方の負担というものは、事実上決して二分の一だけに納まるものじやなくて、三分の二くらいになるだらうという事、教員組合その他の調査によつても、言われておりますし、それから参議院の地方行政委員会においても、このことが問題になつたと思つて、そういう点の見通しはどうですか。

○辻田政府委員 ただいまのお話は、国語、算数、理科の三科目について出す予定の場合のお話でございまして、その後計画がまたかわりました。そこで今日におきましては、二分の一出せるはずでございまして。

○渡部委員 別な問題ですが、文部省発行の教科書は、現在どんな種類の科目が、どのくらい印刷されておるか。

○辻田政府委員 文部省発行と申しますか、現在では文部省で編修して、文部省が特定の社に発行をさせている場合と、それから民間から検定を求められて、文部省が検定をしまして、教科書会社が発行しておる場合とあります。が、ただいまの御質問は、国定教科書の問題でございませうか、御趣旨がわからなかつたのですか。

○渡部委員 国定及び文部省著作で

○辻田政府委員 小学校・中学校の義務教育の課程におきまして使用する教科書の全般については、今ちょうど資料を持ち合せておりませんが、今回対象となつております小学校の一年生が使います教科書のうちで、現在はずきりいたしておりまして、算数は国定のもので全然なく、全部検定でございまして、国語の中で一種類約七万冊の国定教科書を使用されることになつております。その他の二年生以上、またほかの科目につきましては、もし御必要がございましたら、あとから資料を提出したいと思つております。

○渡部委員 事情がどうなつておるか、具体的にわかりませんが、配給に際して、値段とか、あるいはその他の事情から、地方によつて検定書類の自由な採用が、制約されはしないかという懸念がありますが、その点どうですか。

○辻田政府委員 今日教科書行政の制度については、よく御承知のことと思つて、概略申し上げますと、検定教科書も国定教科書も、またたく平等に扱つておりました。大体検定が終了しますと、それを展示会にかけまして、展示会におきまして、各教育委員会の方々、あるいは教職員の方々がそれを見まして、最も適当だと思つた教科書を選び、それを今度教育委員会の名において採択するわけでありまして、従つてその採択したものの需要部数がそこでわかりますので、それを文部省に報告して参ります。文部省におきましては、国語なら国語の、どの教科書はどのくらい需要があるかということがわかりますので、そのわかつた数字に基づきまして、発行会社に対して発行指示をいたしまして、その発行指示を

受けたものについては、用紙の裏づけをするということになつております。

○渡部委員 そうすると、地方によつて比較的値段の高い教科書を採用するといふふうなきまつた場合に、その二分の一を国庫の方で負担をするということになるわけですか。

○辻田政府委員 さようでございませぬ。

○渡部委員 私の方でまだ保留はありますけれども、受田君がやりたいと言つておられますから……。

○受田委員 今渡部君からのお尋ねに関連して、この法律を施行した場合における予算的な裏づけについてお伺いしたいのですが、政府としては、最初三科目について無償配付したいという計画が、後に二科目に変更された。そしてさらに私どもが憂ひることは、後半期の教科書を出すときになると、教科書の製造単価が上つて来て、最初の文部省の考えられた通りにこれが運ばない憂ひが、私たちの当面抱いてゐる点なのであります。それともう一つは、この教科書の地方委託に伴つて、各府県、各学校が任意の教科書を採用する場合に、今までのように一律に発行して来たときとは違つて、部数が三万とか、四万とか少くなつて来ると、製造単価が自然に高くなつて来る。そうした場合の文部省の予算的措置についての構想を、お伺いしたいと思つて、

○辻田政府委員 最初三科目として計画いたしました場合と、今回の法律におきまして、国語と算数の二科目に限ることになりました。事情につきましては、ただいま渡部委員の御質問にお答えした通りでございまして、現在では大体本年度中に発行される教科書の

九〇%くらいは、定価がもうきまつておられます。後期分につきましては、定価のきまつておらないのが一割くらいございます。従つて、その一割のものについて、今後の物価高その他によつて、用紙が上つた場合にどうなるかという問題は残るのでございますが、そういうふうな事態が起りました場合には、文部省といたしましては、これに對して何らかの予算上の措置を講ずるよう努力したいというふうに、考えている次第であります。できるだけ地方に御迷惑をかけたくないというふうに、考えております。

○愛田委員 この教科書の予算の単価は、百五十二円ぐらいいやなかつたですか。

○辻田政府委員 小学校の生徒については、算数・国語・理科、一年生百五十二円十銭、盲学校につきましては、一年生国語・算数・社会・音楽その他といたしまして、九百三十円、聾学校につきましては、小学校の単価に百三十円を加えて百八十二円というふうに、小学校、盲学校、聾学校で単価が違いますが、概略的に申しますと、百五十二円十銭ということになっております。

○愛田委員 それでこの予算をおきめになつた立場から、三科目を二科目に減らされて、理科を今度削られましたか、理科は冊数も少いし、またページ数も総合的に少い。三科目のうちで、小学校の場合、一番定価が低いわけですが、この理科を削つて、他の二科目を存置することに御計画がきめられたわけですか。そうすると、実際に、定価は九〇%までは本年度中はきまつていくからという構想のようでありませ

が、この単価そのものが非常に低い線できめられている。特に昨年一年の教科書の場合を考えても、二百円以上の価格に計算されはしないか、この思ひであります。この値上り、このまま九〇%の約束通りに実行される見通しがついているのか。後半期の教科書についても、非常にこうして無理をして計算をしておられ、最低線を考へておられる。これが後半期の教科書にも計画通り行くことをお約束できるのか。

もう一つは、この教科書の価格が、非常に低い線できめられた立場から、まだらんと高かるべきこの価格を、非常に低い線で見えた立場から平均すると、残された一〇%というまだ定価のきまつていないものが、非常に高いものになるというおそれはないか。この点について、今後計画通りに行く確信を持つておられるかどうかをお伺いしたいと思います。

○辻田政府委員 先ほど小学校の一年生について、合計して三科目の場合に百五十二円十銭と申したのでありますが、これはその当時発行されておりました教科書の最低価格をつたのであります。しかし今日二科目にいたしました場合に、先ほど申しましたような計算をいたしますと、国語については一人当たり単価が百二十二円三十五銭、算数について五十二円九十八銭、合計二科目が百六十五円三十三銭という計算になっております。それで今日現在では一応間に合うことになっております。

今後用紙等の値上り等のために、どのくらい価格が上がるかということにつきましては、明確な数字はわかりませんが、後期分は、発行される部数も比較

的の少いことをごさいまするし、またそれについての費用も、従つて前期分よりは少くとも少くなる。われわれといたしましては、現在補助金の八割程度を四月に交付してしまふ、あと二割くらいは来年の二月ごろに出すというふうな計画でありますが、第二回分の補助金を出す場合には、著しく値上りしたというふうな場合には、そこに何らかの予算的措置を講じたいというふうに考へておる次第でございます。

○愛田委員 この用紙の統制撤廃というふうな事態が発生した場合において、私たちは憂うべき事態を考へざるを得ないと思つております。こういう問題について、文部省として、仮定のもとに立つところの意見は、お述べにくいと思つておりますが、そういう場合における対策は一応考へて、これをお考へになられたのでしょうか。

○辻田政府委員 用紙割当制撤廃の問題は、まだ確定いたしませんから、はつきりとしたことは申し上げかねるのではありませんが、そういうようなことが起つた場合にどうなるかということがつきましては、その所管は管理局になつておられますが、管理局とも緊密に連絡いたしておりますし、また管理局の方では、経済安定本部その他と緊密に連絡いたしておりますので、われわれとしましては、その間に遺漏のないように万全の措置をとりたいと思つておるのであります。

○愛田委員 教科書だけは、用紙の割当について、絶対にこれを確保したいとわれわれは念願しておるのですが、こういう法律をつくつた手前からも、文部省としては、最後まで教科用図書に対して、絶対に手をつけさせないと

いう確信のある努力をせられること、私は切望しておる次第です。もう一つは、教科書の今後の動きであります。先ほどちよつとお尋ねして御答弁願えなかつたのですが、各地方で自由に教科書の選択が許されるようになつて来て、そこで二万とか三万とか、わずかに単位の教科書が莫大に要求される場合に、大量に生産するのは、非常に違つて来ると思つて。そういう小さな区分になつて来ることを考へておかなければならぬのですが、それに対する対策はできておりましたでしょうか。

○辻田政府委員 現在当面の問題になつておられます一年生の国語と算数につきましては、国語は七社、算数は九社ということになつておられて、義務教育関係の教科書を作成しておりますのは、大体七十社に上つております。その七十社のうちには、基礎の非常に強固なものもございまして、また比較的そうでないものもあると思つております。ただいまお話のありましたように、発行部数等が少いために、従つてコストが割高になり、経営が成り立つて行かないために、やめてしまわなければならないようなことが起るといふことも、考へられないことはないと思つておられますが、そのとき、そういう会社に對して、どういふふうな補助をするかとか、あるいはまた別の何らかの援助策をとるかというふうなことに對しては、まだ文部省としてはきまつておりません。

○愛田委員 私たちが憂へている問題は、六・三制の出発にしましても、結果教員の療養の問題にいたしまして

も、その出発においては、ごくわずかの予算で出発したのでありますが、その後これが莫大な予算に進んで来たわけでありませう。そうして学制改革に伴うその後の動きを例にとつてみましても、非常に難関にぶつかりながら、今進んでおるのであります。この出発も、これは憲法に保障された事柄を、こうして法律に進めて行くということ、非常に喜ぶべきことだと思つて、すすけれど、最初の出発において、すでに非常に難航を予想されていることは、はつきりしておるのです。これが今申し上げたように、用紙の値上りとか、今のうちに生産コストが高くなるとか、こういう問題から、さらに二年、三年、四年、五年と進んで来た場合に、これから二年、三年、四年と後の予算的な裏づけというものは、非常に大きなものになると思つておられます。こういうことに対して、出発はよかつたが、そのあと維持し発展させることが非常に遅々として進まなかつたとかいふようなことになつては、せつかくこのうまいスタートに立つ法律が、泣くおそれがあると思つておられるが、こういう問題について、これから先の年次計画というものに対して、文部省としては、確固たる自信を持つてこれを進めるといふ決意を持つておられるかどうかを、お伺いしたいのです。

○辻田政府委員 文部省といたしましては、憲法に定めておられます義務教育無償の理想を、短かい期間に、できるだけすみやかに達成したいと思つておるわけでございます。従つて、今回の法律案を出すまでと申しますか、またそれより前に予算をいろいろ折衝する場合にはございませう、文部省

としましては、二十六年度において、義務教育無償の理想のうちで、一挙に教科書だけでも無償にしたいという気で一応計画も立てましたし、また、たとえば、義務教育は九年でございすが、その中で三年、三年、三年でやつて行くというふうな、三箇年計画というものも考えましたし、また一年から始まつて九年度でこれを完成するという案も、いろいろ考えまして、これらにつきまして、種々地方財政、国の財政等をにらみ合せて、研究を進めて来たのでございすが、遺憾ながら今回提出したような形になつたわけでございます。われ／＼といたしましては、最初申しましたように、できるだけすみやかにその理想を達成したいというわけでございますので、それについて、今後とも万全の努力をいたしたいと思つておる次第でございます。ただ財政上の種々の関係もございましては、二十六年度において、義務教育無償の理想の実現のより広範囲な試みとして、本年一年生にだけやつてみ、その結果を十分考慮しまして、次の二十七年以降の問題を、一層強力に進めて行きたいというふうに考へておる次第でございます。

○受田委員 文部省のその努力をしようというお意気込みに対しては、敬意を表します。しかし実際問題として、すでに二十六年度の予算案は、衆議院から参議院にまわつておるのです。それから、わずかに一億四千万円でスタートした、このわずかな予算の補助にすぎないために、すぐ問題となることは、地方で一般の寄付を要求するような事態が起ると思ふのです。そうしたときに、この事態を一応本筋に返す努力は、文部省としてもされるであろうと思ひますが、予算の裏づけの点においては、非常な難航を続けるだらうと思ひます。従つて、今後補正予算を要求するとか、いろいろな手もあるであらうと思いますが、少くとも今後用紙の値上りなども計算に入れて、もう一つは生産コストが高まるという一つは教科書の種類が非常に分散するという立場から、生産コストが高まるというこの対策を立てるというふうな鋭い手を打つて行かれないと、今七十社によつて、強固な基礎が築かれており、もう一つは、四月で約八割をなし遂げようとしておるというふうな御計画ではあるやうでありますから、実際は後半期の教科書を出さるゝことになつて、今八割を四月にというところが実現されないで、後半期にそのまますずれて行くやうな心配はないかと思ふのです。このやうな問題については、初年度だけは、この二科目については徹底的に後半期までも、先ほど仰せられた一〇％の、例のまだ不徹底な部分、そういうものを除いて、あとの九〇％は確信をもつて実現できるというたいこ判は押せましようか、この点私は非常に心配をして居るのであります。

もう一つ、ついでに……。この予算の裏づけに対して、先ほど来申し上げた通り、今後常に文部省が努力を續けて、今度二十六年度の予算に出されてゐる案も、できればただちにねり直す準備を進めるといふやうな御努力を用意されておるかどうかということ、この二つをお尋ねしたいと思います。

○辻田政府委員 二十六年度内の問題につきましては、ただいまの計画では、さつき申しましたように、補助金の八割程度を四月に出したいと思つております。前期、後期といふ／＼ありまするけれども、大部分は前期で出る場合が多いのです。後期で出るものは比較的少いのでありますから、われわれとしましては、いろいろな困難がありましようとも、あらゆる努力を傾けてその実現を期したいと思つております。

二十七年以降の問題につきましては、先ほど申しましたように、文部省としては、決心を持つておるわけでございすが、どうも文部省だけで独善的な立場に陥つてはいけませんから、審議会をつくりまして、関係各省あるいは学識経験者の知識も十分いただいて、よりりつばな案をつくつて、その実現に努力したいと思つておる次第でございます。

○渡部委員 関連質問を一つだけ……。今お話を聞いたところによりまして、文部省としては、教次の計画が財政上の関係から挫折してしまつて、最低の計画によつて一億四千万の予算をひねり出したわけですが、その結果二分の一を国庫から補助することに、地方では従つて、かりにその二分の一だけ地方負担としましても、七千万円の負担をしなければならぬという状態になるわけです。しかも単価が最低に基準されておるので、単価が上つた場合には、地方の負担は、さらに大きくならなければならぬと思ひます。そうなつて来ますと、ここで問題になるのは、今地方行政委員会に平衡交付金法の一部改正に関する法律案といふものが出ておるわけです。これは御存じでしょう。これによりまして、

平衡交付金といふものが、従来国庫から三割方交付されたものが、二割方交付されるにすぎないやうな結果になるかも知れません。現在二千億の平衡交付金によりまして、約一割方少くなり、二百億といふものを地方で多く負担せなければならぬといふやうな状態になつて、地方の財政がますます困難になつて来ると思ふのです。現に平衡交付金が少い結果、しかもそれが教育関係においてことに圧迫されておる結果、地方では十九県にわたつて助教員的首切りが起きています。しかも昨日助教員たちの陳情がありましたけれども、四十歳以上の助教員は学校から退職してもらつてといふやうな動きさえ、ある地方には起きている状態なんです。このやうな状態のときに、国庫補助といふ名のものと二分の一以上を地方に負担せしめるといふやうなことになるまですと、意図は確かに義務教育の範囲を拡大するのだといふ意図があつても、地方財政を非常に圧迫する結果になりまして、實際上地方教育費関係の破綻を来すやうな憂いがあると思ひます。そうだとすれば、現在立てられている構想といふものが、義務教育の拡大といふやうな形において方針がとられながら、実質的には義務教育を非常に困難ならしめて、地方財政を破綻させてしまふやうな結果になる憂いがあるであつて、このやうな形における義務教育無償の範囲拡大といふことは結局においてそのやうな結果になるとすれば、今後このやうな形をとつて、實際上地方に義務教育の負担を負わせてしまふ方法をとつて行かれるのか、あるいはそつてではなくて、現在非常に広汎な

国民が望んでいるやうに、むしろ全額国庫負担の方向に進められようとするのか。この決定的な点について、文部省の基本方針といふか、そういう点はどういふやうに考へられておりますか。

○辻田政府委員 今般この法律は、御存じでありますやうに、義務教育の無償を奨励するといふことになつておりますが、この義務教育費の負担はどこにするかという問題につきましては、小学校、中学校、高等学校等については、それ／＼の設置者で負担する。すなわち市町村立の場合には、市町村で負担するといふのが建前になつております。これは地方財政法によつておるやうなものであります。従つて国で、やむを得ない場合には、それに補助することができるといふやうな形になつております。従つて建前といたしましては、市町村においてこれを負担して、それで国の政策の実施のために必要であるからといふ意味で、国としては奨励をするといふやうな奨励補助といふやうな形が、現在の建前としては正しいのではないかと思ひます。しかし午前中もお話がございまして、全額国庫負担の問題につきましては、教育財政の確立の見地から、十分に研究してみなければならぬものであると思つておる次第でございます。

○渡部委員 現在は、法律に基いて、地方負担といふ建前にあるといふことはわかります。そつてではなくて、私の言つて居るのは、そのやうな建前のもとで、現在とられておるやうな国庫補助によつて、一方的な教育費の負担を勸奨するといふやうなことも、意味はわ

かるのです。意味はわかるけれども、それによつて地方の財政というものが破壊されているというふうな状態のもので、ほんとうに義務教育というものの公共的な負担を完成するために、現在のような状況のもとでは、全額国庫負担の方向に持つて行く方が完成し易いのか、あるいは地方財政に押しつけてしまつていいのか、それについて現在の法令ということと離れて、文部省の見解を私は聞いてゐるわけなんです。

○辻田政府委員 われ／＼といたしましては、現在の国家で定められております法律に基いて、その法律の範囲内である／＼計画を立てる以外に、方法はないと思ひますが、ただいまの今後の立法論の問題として、全額国庫負担というふうなことも、十分研究してみなければならぬと思つておる次第でございます。先ほど来お話のありましたように、政府の政策を実施するために、地方に過重な負担をかけないようにするということは、われ／＼といたしましては、この場合に限りません。常に心がけておるようなつもりでおるのでございます。今後ともこの点については一層留意いたしまして、政策の実施のために必要な財源措置等については、遺漏なきを期したいと思つておる次第でございます。

○笹森委員 この法律提出の態度について、大臣にお尋ねしたいと思つたのですが、お見えになりませんから、次官にお尋ねしたいと思ひます。この法律の目的は「義務教育の無償の理想のより広範なる実現への試みとして」とうたつてありますが、この法律以外に、どういふことを現政府は試みてお

るか、あるいはこの法律の適用を、さらにどう広めて行こうかという御構想を持つておるか、この点についてお尋ねしたいと思ひます。

○水谷政府委員 お尋ねにお答えいたしますが、これはただいま笹森委員のおつしやつたように、憲法で規定せられた義務教育無償の精神を実現したいつもりで、文部省といたしましては、義務教育九年間を全部無償にした、こゝろが理想でもつて出されたのであります。財源の関係でだん／＼これが縮小されて、文部省が初めに考えた通りに参つていないのでございませぬ。先ほど局長から御説明申し上げましたように、最初は小学校も中学校も、全部の教科書を無償にしようという計画でありましたが、それを財政の都合から、小学校だけ、こゝろがことにも一応改案してみたのであります。これも財政の都合上うまく行かない。二年生までということに改案してみたのであります。これもやはり思わしく行かないで、結局一年生ということに相なつたわけでありませぬ。しかしながら、せつ／＼この憲法の精神を實現させるべく出されたのであります。から、一年でもこれを續けてやり得るならばまことにけつ／＼だ、こゝろが精神のもとに出発して参つたのであります。さらに財政の状況、また教科書の値段の問題等から、ここに提案したような法案になつたような次第であります。でありますから、私どもが最初計画しておつたようには参つていないので、まことに遺憾であります。が、実情やむを得ないのであります。先ほど来受田君、渡部君から、徹に入り、細に入つての御注意の御質問もあ

りませんが、私どもも同感でありまして、まことに遺憾であります。現在の状況ではかような状態でありまして、この法案にもありますようにこれを實施いたしまして、そつしてさらに審議会において、この実施の経過等を審議いたしまして、將來善処したい、こゝろ考へておるわけでありませぬ。

○笹森委員 ただいまの御答弁で、政府当局の御苦心はよくわかるのであります。が、私の特にお尋ねしましたのは、根本の態度であります。それはこゝろには目的に「無償の理想」ということを言つており、ただいまのお答弁でも、無償の精神ということをお答弁しております。憲法では明確に「これを無償とする」と決定的に示しておるのであります。従つて、これは一つの理想であるとか、精神であるとかいふようなものではなかつて、法律で定めたことなのであります。その根本に対する政府の確信なり態度が確立しないから、ただいま渡部君なり受田君なりから、いろいろ御質問があつて、不満足なお答を聞かなければならぬのではなかつたか。これに対する政府の態度をまずお尋ねしたわけなのであります。ただいまのお話で、国家財政の都合でこゝろ来たという事情は、よくわかりませぬ。しかし問題は、理想とあるいは精神とあるいは法律上の規定である。つまり無償とするのだ、こゝろいふぐあいなきにきめておることに対する確信が、ただいまのお話とは大分距離があるやうであります。その点について次官の確信のほどをもう一べん伺わなければ、これからのお尋ねのことが進んで参りませぬから、それをもう一べん

お尋ねいたします。

○水谷政府委員 私の言葉が足らなかつたのであります。が、笹森委員のおつしやる通りであります。憲法にそつうふりしてあるから、これを具體的に實現させる第一歩に、この法案を提出したわけでありませぬ。

○笹森委員 ただいまのお答弁の通り、今後とも御努力を期待するのであります。が、先ほどお話の中で、單にこれを一年ばかりでなく、あるいは三年ばかりでなく、小学校全部、できるならば中学校にもという構想のありましたことを承つたので、これをやることは当然なことでありませぬから、やはり私どもが予算を審議する場合にも、この立場から、委員会としては主張して行かなければならぬということを考へておるがゆゑに、実はお答へ願つたわけでありませぬ。ところで、問題も少し狭めてお尋ねしたいのであります。が、元來義務教育といふものは、国家なりあるいは公共団体なりが、その責任に任ずるのが当然であります。現在義務教育を、私立学校が行つておる機関もありません。しかしこれも、私立学校であります。しかしこれも、私立学校であります。義務教育を担当するところの場合においては、やはり政府当局が、どういふぐあいにこれを認識しておいでになるか。私立学校であるから、それは義務教育としてこの憲法が考へておるやうなことから、国家的な態度がそこに公立学校と左右さるべきかどうか。もとより私立学校といへども、これは公の支配に属しておるものと、私どもは最近憲法の条章の理解を持つておるのであります。この意味において、私立学校が担當しておる主要義務教育に対する政府当局のもの

の考へ方が、公立学校の持つておる主要義務教育に対するもの考へ方と、何らか相違があるのならばその相違があるいは相違がないのならばその相違がない、その点についてお尋ねしたいと思ひます。

○辻田政府委員 義務教育を担當しておるといふ点におきましては、差別はないと思ひますが、ただこの法案におきましては、特に私立学校あるいは国立学校の場合を除きまして、公立学校の児童を対象にいたしておるのであります。その理由は、学校教育法によりまして、市町村はその区域内の学齡児童を当然収容しなければならぬ義務を持つております。また収容し得るだけの規模を持つておる学校をつくらなければならぬ義務を持つております。また児童の父兄は、一応公立学校に入る義務があるわけでありませぬ。ただ、私立学校とか、あるいは国立学校に行く場合には、特別の許可を受けて行くということになつております。従つてこの場合におきましては、いわば法律的な意味でないことでありませぬ。が、当然公立学校に入り得るにかかわらず、私立学校に行き、あるいは国立学校に行くということになります。で、いわば一種の法律的権利の放棄といふと、少し言い過ぎるかもしれませぬが、そつういふやうな考へ方で、当然無償で行けるものを捨てて、国立学校あるいは私立学校に行くといふことになりませぬので、その点は、兩者の間に区別があり得ると考へております。従つて、この教科書無償の場合におきましては、公立学校に入學する児童を対象とした次第でございます。

○笹森委員 ただいまのお答弁で、

の考へ方が、公立学校の持つておる主要義務教育に対するもの考へ方と、何らか相違があるのならばその相違があるいは相違がないのならばその相違がない、その点についてお尋ねしたいと思ひます。

私十分了解をしにくいのであります。公立学校は、その自治体がそれをつく

していただくことができるものか、もう一ぺんお尋ねしたいと思ひます。

○辻田政府委員 憲法におきましては、御承知の通り、義務教育を無償とするというところだけを書いてござい

○水谷政府委員 お説の点は、大いに考慮を要すると思ひます。ただいまの

○水谷政府委員 小林君の御意見のよ

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

義務教育というものを、私立学校であ

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

○水谷政府委員 それもお説の通りで

る対象の児童生徒の実情もあるわけ

としてもこの際公表することはいかがなんでしょうか。

○水谷政府委員 お説のように、公表することはさしつかえないと思いますが、実現の点を考えると、あまりに理想的なことを発表して、それに実現が伴って行かないと、どうも調子が悪い、堅実に進んで行つた方がよいと考えております。けれども文部省の構想はどうかというお尋ねがあれば、こういうような考えを持つておられるというのを、申し上げていいと考えております。

○小林(信)委員 これはただ国民だけでなく、事教育行政を検討する立場からして、一般政治家、あるいはもつと局限してその財源を扱うところの大蔵省というところも、無償といえ、小学校の一年の、しかもその中の一部分の教科書を配付するというふうな小さいもので無償の範囲を考えたものでは、憲法の条章というものは、いよ／＼縮小されてしまふ。これはやはりそういうことを発表すれば、影響するところが大きい。実現が不可能であるのに、いたずらに広言を吐くことはどうかという御意見のようになり承るのですが、しかし憲法というものがつきり明示しておるのですから、そういう構想を発表するのは、何らさしつかえない。そういうことを堂々と発表して、至るところに印象づけられておいて、その点からして財政をあずかる者の考えをより発展させること、私は必要だと思ふのです。今回あたりでも、政府の提案するものは、言つておることはなか／＼大きいのですが、こういうことをやはり言うべきでありまして、その内容等も具体的に

的に何らかの機会に発表することが、私は必要だと思ふ。そういう態度を確立することが、その意欲を積極的に持つことが大事である。今回のようなことに終ることを、私は非常に遺憾に思つておるものであります。そこで先ほど教科書を無償にする構想も、政府当局としては最初はいろ／＼考へた、こうおつしやつたのですが、当初計画されたものは、小学校・中学校全体にわたつて、教科書を無償で配給するというような構想だつたと承るのですが、それはどのくらいの予算が考へられたか、それが小学校だけに狭められた場合に、どのくらいの予算になつたか、さらに三年以下にこれを給付するという構想の場合にはどのくらいの予算であつたか、さらに一年生といふ、その段階を追つて詳しくこの際承りたいのです。そしてできるならば、そういう大きな構想を持つたけれども、なぜそれがだん／＼縮小されたのか、なぜならなかつたか、その経緯をこの際つまびらかにしていただきたいと思ひます。

○辻田政府委員 義務教育無償を完全に実現するために、どれくらいの経費があるかということについては、いろいろの見方があると思ひますが、私たちがの方で計画いたしましたのは、最初教科書、学用品、給食、なおそのほかにも交通費の関係がございますが、大体それらのことを研究いたしました。そのためにも相当龐大な額があるものであります。その中でいろ／＼研究の結果、教科書ということになつたのであります。教科書を義務教育の全児童生徒に対して補助をする場合に、どれくらいの経費があるかということ

でございますが、これは単価のとり方によりまして、先ほど申し上げましたように、最低単価をとる場合、実質上の単価をとる場合と、いろ／＼計算の仕方はございますが、最初計算いたしましたのは、その当時、昨年の予算編成のときにきまつて、出ている教科書の中を克明に調べて、その中の最低単価をとつたのであります。その計算で今後行くものと仮定いたしますと、その仮定は、全部おそれるべきでない、仮定でございますが、そういうような計算で行きますと、四十八億七千二百四十七万八千余円というふうになります。これは小学校・中学校・盲学校・聾学校の義務制をしていられる部分についての、全教科書についての無償給付の経費でございます。

○辻田政府委員 少しこまかくなり過ぎてはなはだ恐縮でございますが、それでは数字を申し上げます。小学校だけの教科書について無償にいたしました場合は、これも先ほどの前提がございまして、その当時の最低単価をとつたわけでございますが、その前提のものにおきましては、一年生から六年生までの間に二十八億六千七百六十五万三千余円、中学校一、二、三年だけをとりますと、十九億九千九百三十三万五千余円、盲学校は二百三十七万三千余円、聾学校は二百四十一万七千余円といふことでありまして、小学校・中学校・盲学校・聾学校を全部実施することになりまして、先ほど申しましたように四十八億七千二百四十七万八千余円ということになるわけでありまして、それを三年生までやるか、あるいはどこまでやるかによつて、それ／＼数字がかわつて来るのであります。

○小林(信)委員 この法案を初めて提出されて審議するわけですから、どの辺の数字がほしいかということ、私は聞いておるので、ひとつめんどろでもお尋ねにお答え願ひたいと思ひます。小学校の一年生全体を負担した場合に、幾らになるか、数字をお伺ひいたします。

○辻田政府委員 先ほどの前提のもとにおける計算におきましては、一年生全部で三億一千五百二十八万六千余円ということになります。

○小林(信)委員 とにかく今度の問題は、新聞等におきましては、地方の小学校全体が教科書の給付を受けるので、これからほん／＼と義務教育の実が上つて行くのだというふうには、国民を喜ばせておつたのです。それは政府の責任であるか、あるいは与党の責任であるか知りませんが、とにかく非常に小さいもので行われるということは、国民も裏切られておられるような状態なんです、その経緯は、どういふわけでそういうふうになつておられるか。これは新聞紙等でも大きく発表されたのですから、政府としても相当責任があると思ひます。なぜかかかると見本程度に終つたか、その経緯をお話願ひたい。

○辻田政府委員 先ほど来い／＼申し上げましたように、政府といたしましては、できるだけこれをすみやかに広範囲に実施したいという、考えでありましたが、国家財政、地方財政両者の財政状況を十分ならみ合せまして種々研究の結果、今回のような案に、なつた次第であります。

○小林(信)委員 そういうふうには言われればそれきりのようですが、そこに文部省として、単に文教政策だけの問題でなく、国家全体の政策の中で問題を考へなければいけないという点を私は指摘したいのです。先ほどお話の中に、奨励という問題が出ておつたのですが、この奨励という意味を、私はよく文部省からお伺ひしたいと思ひます。はたしてこういう奨励という言葉を使つていいかどうか、私も疑問なんです、たといこの奨励というものがいいとしても、単に文部省の方で一億四千万を獲得したから、それで奨励という仕事が出来たというふうには考へておられるとすれば、これは非常に問題だと思ひます。最近の平衡交付金の中で問題になります教育費等の問題を根本的に検討して行くならば、もつと平衡交付金の内容、平衡交付金に対する政府全体の見解というものを根本的に改めてもらつて、憲法の条章にはつきりしておる義務教育の無償という点を、もつとはつきり根本的に打立ててもらつて、そして地方財政にこれに対して理解が行く態勢をとらせて、この奨励をするべきであつて、単に一億四千万獲得したから、これをもつて地方もこれと同じだけの負担をせよといふような奨励の仕方では、たして妥当であるかどうか、非常に私は疑問に思ふものであります。要するにこの奨励ということ、政府はどうか、どこにも見解を置いてなつておるか。今後こういうことはさまざまあると思ひますが、その奨励の今後の

方策等について、お伺いしたいと思うのです。

○辻田政府委員 この奨励という意味は、強制しないということでありまして、強制するということも、場合によっては、法律で何でも規定できることがあるかもしれませんが、しかしこの場合におきましては、強制するのではなくて、無償が実現するように奨励するということでありまして、その奨励のために政府は、第二条以下に書いてありますように、必要の額の二分の一は補助するということでありまして、強制しないという考え方であります。

○小林(信)委員 それは政府が地方財政に対してなされなければならぬ措置を講じておられないで、地方財政に対して、ある一つの意向を強制すると言わなくても、実現すべきであるということが言い得られないような措置をとっておるからである。この事柄から言うならば、先ほどから憲法の問題をとりかかっているが、単にそれが理想であるとか、あるいは信念であるとかいう問題でなくて、すでになされなければならぬ既定的なものであるという点からするならば、奨励という言葉を使うことは、これは非常に問題だと思ふ。やはりこの奨励という言葉の裏には、政府が地方財政に対して、憲法の精神を生かすべく考慮しておらないということがあるからこそ、自分の責任をのげるために使うという結果になる。今後、文教政策に限らず、地方行政に対してこれは一つの大きな無責任な言葉になると思うのですが、この点いかがですか。

○辻田政府委員 義務教育の無償を完全に実施するということは、非常に重要な問題でございます。また非常に経費を要する問題でありますので、憲法に書いてあるようにこれを一連に実施するということは望ましいのであります。しかししだいに順を追って行かざるを得ないという現在の国力でありますので、今日の段階でいたしましては、これを奨励するということなることで、やむを得ないと思つておる次第であります。

○岡(延)委員長代理 ちよつと速記をとめてください。

○岡(延)委員長代理 速記を始めて。○小林(信)委員 今お話の雑談の中に、発行所の問題が出たのですが、これもやはりわれ／＼は相当考へてやらなければならぬと思つておる。はたして現在の地方財政の実情では、発行所が金の回収のために困りはしないかと思ふが、その点は御心配ございませんか。

○辻田政府委員 この点は、心配はあつたわけですが、従来この制度によりまして、早期販売をやつておりました関係上、たとえば二月ごろに出して、三月ごろに金が入つて来るということでありまして、その間に金融措置がつくわけですが、今回、ほかの点は別として、国語と算数につきましては、無償の理想の実現のために、市町村がこれの経費を負担するわけでありまして、市町村といつたしましては、どうしても四月以降でなければ支拂うことができません関係上、その間に時間的にギャップができるわけでありまして、それにつきましては、私たちが心配いたしましたので、実は大蔵省、日銀、勸銀等に話しまして、日銀の方から、

特別のわくを勸銀の方に融資してもらいまして、その範囲内において、金融措置をすることにきまりました。ただ、個々の会社との関係は、信用状況とか、いろいろ／＼なことがあるので、いろいろ／＼な事情があると思ひますが、一応のわくとしては、そういうふうな金融措置をすることに決定いたしました。

○小林(信)委員 そうすると、大体の建前からいいますと、地方の負担額というものは、いつごろ発行所へ入る予定になつておられますか。

○辻田政府委員 政府の補助金は、大体八割程度、四月の早々に出したいと思ひます。なお地方自身でいたしましては、半額を負担しなければならぬわけでありまして、これがあるいは外部から借り入れるか、あるいは財政収入によつてこれを支払うか、あるいはまた繰越金で支払うかというような問題もあつますが、大体五月の初めごろには、一応支払うということになるのではないかと思ひます。それが中央の発行所等に返つて来るのは、五月中には返つて来るのではないかと一応の見通しを立てておられます。

追われて行つて、今度は、政府の方では、五月には回収できるといふふうには言われるけれども、地方の実情からして、また初めての試みであるから、来年の三月までに回収できればいいのではないかとこのころまで心配しておつたやうなものです。これは心配です。別にそうなることは、私も断言はしませんが、とにかくそういうことは、こういう状況下においては相当に心配されることだと思つておる。それがひいては文部省のせつ／＼の意図も、来年度においては残念ながら実施することができないという、そういう障害を、もしこんなところから受けるのであれば、重大な問題です。そこでもう一つ心配することは、最近の地方平衡交付金の内容からして、教育財政の問題を、地方では非常に重大視しておるわけですが、たとえば、給与ベースの引上げなんかの問題についても、大蔵省で、平衡交付金の中には千円しか組んでおらぬところが、地財委で計上したものに、すでに千七百円になつておる。それに給与推定表の額を合せると、幾ら幾らになつて、これは地方財政ではまかない切れない状態にあるというところが、片一方にあるわけですが、そういう中で、教科書の財源というものがまた問題になつて来て、結局は、町村が出すのも父兄が出すのも同じだから、まあ父兄から出してくださうというふうなことになるから、これは重大な問題ですが、そういうふうなことは絶対にならぬという確信を持つておられるのか、そして発行所等に対して、そんな心配はさせないという確信を持つておられるのか。そこら辺をしっかりとらなければ、せつ

か／＼のことも、前には何十億出すというふうな大きな宣伝をしておいて、結局一億四千万円になつてしまつて、非常に情ない状態になつたというふうなもの、同じ結果を招来しはしないかと思つておる。そういう点に対しては、文部省としてはいろいろ／＼検討されておると思つておるが、御見解を承りたいと思ひます。

○辻田政府委員 この教科書の半額を市町村が負担します場合に、PTAその他から寄付を受けて、それによつてまかなうということは、義務教育無償ということ自体に反するものでございまして、さうなことの起らないやうに、万全の措置をしておるわけでございます。たとえば、最近におきましても、この法律案としましては確定はいたしません、大体こういう法律案を提出する考へであるということ、各府県の庶務課長、あるいは教育委員会の関係者を集めて、その場合に、たゞいまお話のありましたようなことの起らないやうに、あらかじめ準備しておくということについて、ぜひお話し合ひはしてあるわけでありまして、従つて、そういうことの起らないことを、われ／＼としては期待しておる次第であります。

なご発行業者に対する関係は、先ほど申しましたように、政府としては日銀を通じて、勸銀に直接には話し合ひをしておりまして、業者の金融上のギャップをなくするやうにして、その間に支障がないやうにいたしたいと思つておる次第であります。

○小林(信)委員 そこで紙の割当の問題は、教科書をなるべく低廉にし、し

かも発行所が今後これに協力できてつづれないようというような、そういう態勢に置くために、割当の制度撤廃の問題が考えられて来るわけなんです。それについてひとつ御見解を承りたいと思います。

○宮川説明員 ただいまの御質問に、お答えいたします。紙の割当制度が続いておられますことは、紙の確保の面におきましても、また価格の維持の面におきましても、われ／＼としては望ましいことである、かように考えまして、統制の解除問題が出て参りましたときに、現在でもさようにございませぬが、できるだけ教科書の紙については統制を継続いたしますように、関係各方面と折衝を続けておる次第でございます。ただ、いまのところでは、紙の全体の中から申しまして、現在統制を続けておられますのが、新聞用紙、教科書用紙、それから下級印刷の三十五、三十六、この面だけでございませぬために、統制紙の方になか／＼紙がまわつて来ないというようなあれがございまして、その面から、むしろ自由にした方が、紙の入手がよくなるのではなからいかというところが、相当強い意見でございますが、われ／＼としては、現在でさえも相当困つておる状況でございますから、統制を続けたいということになれば、より以上困るのではないかと、こういうことが私どもの反対の理由であります。

○小林(信)委員 そのすると、あなたの見解でいうと、紙がない。ないから割当制を継続して行きたい、こういう御見解ですか。

○宮川説明員 紙がないからというのではないのであります。現在のこと

る入手がなか／＼困難な状態にあるわけですから。これは御存じの通り、輸出する方が非常に値段が高くて、その方によけい流れる。従いまして輸出抑制ということが考えられれば、教科書の方面は大体確保できるのではないかと、かように考えております。

○小林(信)委員 輸出の抑制は、やつておるじやないですか。

○宮川説明員 措置をすることをいふようなことは承知いたしておりますが、具体的なことは承知いたしておりません。

○小林(信)委員 あなたの御つしやつておることと、参議院で通産大臣が説明したことと大分意向が違つておるのでは、今紙は余つておるから、かえつて統制をはずした方がよいというような説明だつたと思つた方がよいというようないても、この問題をま／＼に考えておるようなことになる。そのうちで視野の狭いところから、この紙ということを根拠にした教科書の問題を考えたらおられると、せつかくここで予定を立てたこれだけのものすらも、本年度中途において挫折するようになつておるのです。今の御答弁では、私たちが非常に安心しかねるのです。次官も、非常に何とかこれに対しては措置を講ずるといふふうにおつしやつたのです。が、もう少し具体的な問題を、その事前においてなるべく早くわれ／＼はお伺いしたいと思つた。

○小林(信)委員 そのすると、あなたの見解でいうと、紙がない。ないから割当制を継続して行きたい、こういう御見解ですか。

○宮川説明員 紙がないからというのではないのであります。現在のこと

る入手がなか／＼困難な状態にあるわけですから。これは御存じの通り、輸出する方が非常に値段が高くて、その方によけい流れる。従いまして輸出抑制ということが考えられれば、教科書の方面は大体確保できるのではないかと、かように考えております。

○小林(信)委員 輸出の抑制は、やつておるじやないですか。

○宮川説明員 措置をすることをいふようなことは承知いたしておりますが、具体的なことは承知いたしておりません。

度分を確保するという形にすることが、私は正しいと思つております。そういうことを考慮されたことがありませんか。

○辻田政府委員 二十五年度、二十六年度関係におきましては、そういうことはできませんけれども、二十七年以降の問題につきましても、いわゆる審議会においていろいろ議論があると思つておるが、われ／＼としておる。あるいは二十七年度の補正予算というものが組まれますような場合には、そういうふうな運営上の若干の措置が必要じやないかというように考えております。

○小林(信)委員 私は教科書が、とかく四月一日までに子供の手に渡るといふやうな今までの行き方というものが、最近、発行の問題もあるでしょうし、いろいろな財源の問題もあるでしょうが、非常に遅延しがちなんです。最近これがやや回復されたのですが、またこういうやうな制度を実施する上からして、いろいろな点で遅延するやうな問題だと思つておる。できるならば、これはやはり来年度の分は、もう三月中に一切すべてが完了するやうな態勢に持つて行くことが、四月一日から仕事に充足できる態勢だと思つておる。本来ならば本年度の予算の中に、もう来年度の分が考慮される形がいいと思つておる。本年においては、そういうことが不可能であるとするならば、おつしやるやうにも補正予算等を組む場合には、強力にこの問題は主張していただいで、ほんとうに喜んで、なるほど新しい制度だ、これでいいのだというやうに、四月一日に子供も父兄も喜んでこの本を手にとるやうにしてもらえば、この法案の持つ公共性というものも、子供が真に理解してくれるのではないと思つておる。やり始めたがいろいろな支障があつて、これじややはりお母さんやお父さんに買つてもらつた方がよかつた。現に親の責任としまして、つくろつた服を着せても、満足でないものはかかせてやつても、親が新しく入学する者に新しい本を買つてやるというものは、何か親の子に對する義務、あるいは情を盡しているというやうなものに、われ／＼の生活からは大きな慣習になつておるわけですから、それを政府がこういう制度によつて取上げる——と言つては失礼ですが、こうなつた以上、それ以上の利益、またこれに對する感情がもたらさなければならぬ問題だと思つておる。が、来年度はぜひともそういうふうな御考慮をお願いしたいと思います。大分まだ質問があるようですから、私の質問は終ります。

○辻田政府委員 本年三月から四月にかけての措置をいたしましては、実は教科書自体は、最末端といつても、まだ届いておるわけでありませぬ。そのやうに手配しておられます。この法律がきまりましたら、すぐ手配ができるやうにしておられます。それでその間に支障はないと思つておられます。

○岡(延)委員長代理 本法案に對する質疑は、これにて打切るに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡(延)委員長代理 御異議なしと認めます。よつて明後十七日討論採決を行いたいと思つておられます。

午後四時十九分散會

〔参照〕 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(都合により別冊附録に掲載)

第十回衆議院文部委員会議録第六号 中正誤

頁 行 誤 正
二下 二段の 微生物研 微生物研
四行 究所 究所
末八上 各行頭を 各行頭を
五上 末八上 末二 一字下げ
六下 上段の 宮城大学 宮城大学
第十回衆議院文部委員会議録第八号 中正誤

頁 行 誤 正
五一 五 当該退職 当然退職
七三 一 一 参議会を置 参議会を
公共団体 置く地方 公共団体

昭和二十六年三月二十八日印刷

昭和二十六年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所